

史跡 土佐十一烈士墓保存活用計画

令和2年3月
堺市教育委員会

例 言

- 1 本書は、大阪府堺市に所在する史跡土佐十一烈士墓の保存活用計画書である。
- 2 本計画に伴う調査及び計画は、堺市文化観光局文化部文化財課が担当した。
- 3 本計画は、「堺市附属機関の設置等に関する条例」に基づき設置された堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会による協議、検討によりまとめられたものをもとに作成した。
- 4 本計画の策定にあたり、以下の諸機関にご指導とご協力をいただいた。記して厚く御礼を申し上げます。

学校法人宝珠学園幼稚園、宗教法人妙國寺

文化庁文化財第二課、大阪府教育庁文化財保護課

目 次

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的	2
第3節	計画の対象範囲	2
第4節	委員会の設置	5
第5節	計画策定の経過	5
第6節	他計画との関係	6
	(1) 関係法令	6
	(2) 関係計画	8
第7節	計画の実施	8

第2章 史跡の概要

第1節	指定に至る経緯	9
第2節	指定の状況	10
	(1) 指定告示	10
	(2) 指定説明文とその範囲	10
	(3) 指定に至る調査成果	21
	A 自然的調査の成果	21
	B 歴史的調査の成果	23
	(4) 指定地の状況	34
	A 指定地の現況	34
	B 指定地の土地所有および公有化の経緯	34
	C 保存の経緯	35

第3章 史跡の本質的価値

第1節	史跡の本質的価値	37
第2節	新たな価値評価の視点	37
第3節	構成要素の特定	38
	A 史跡指定地内の構成要素	40
	B 史跡指定地外の構成要素	50

第4章 現状と課題

第1節 保存管理	67
(1) 現状	67
(2) 課題	67
第2節 活用	69
(1) 現状	69
(2) 課題	69
第3節 整備	70
(1) 現状	70
(2) 課題	70
第4節 運営体制	71
(1) 現状	71
(2) 課題	71

第5章 大綱・基本方針

第6章 保存管理

第1節 方向性	73
第2節 方法	73
(1) 指定地内の保存管理方針	73
(2) 指定地内における手続きを要する行為	74
(3) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準	74
(4) 指定地外の保存管理方針	76

第7章 活用

第1節 方向性	77
第2節 方法	77
(1) 学校教育・社会教育における活用	77
(2) 観光における活用	77

第8章 整備

第1節 方向性	78
第2節 方法	78
(1) 保存のための整備	78
(2) 活用のための整備	78
(3) 整備の手順	79

第9章 運営体制	
第1節 方向性	80
第2節 方法	80
(1) 堺市における体制	80
(2) 関係機関との連携	80
(3) 緊急時の連絡体制	80
第10章 施策の実施計画の策定・実施	81
第11章 経過観察	
第1節 方向性	82
第2節 方法	82
参考文献	84

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

土佐十一烈士墓は堺市堺区宿屋町東3丁に所在する宝珠院境内にある。慶応4年（1868）に起こった堺事件により切腹した土佐藩士の墓である。堺事件とは、慶応4年2月、堺を警備していた土佐藩士が、堺港でフランス将兵の上陸を阻止しようと殺傷した事件である。フランス公使ロッシュは明治政府に対し強く抗議し、事件に関わった土佐藩士隊長箕浦猪之吉ら11名が妙國寺で切腹した。11名の遺骸は妙國寺北隣の宝珠院境内に葬られた後、土佐藩主山内豊範によって墓碑が建立された。

明治時代以降、切腹した土佐藩士を追悼する人々によって墓所は整備され、顕彰碑が建てられた。墓所のみならず事件ゆかりの地を訪れる人も増え、事件後50年など節目の年には記念事業が行われるなど、墓所は大切に守られてきた。昭和13年（1938）、土佐十一烈士墓は攘夷から開国和親へと政府の外交方針が大きく転換する時期に生じた事件を伝える墓所として国の史跡に指定された。

史跡指定から80年が経過した近年、土佐十一烈士墓では和泉砂岩製の墓石の劣化や台石組の傾斜、指定地をとり巻く環境の変化など史跡の保存上、様々な課題が浮上してきた。

堺市では土佐十一烈士墓を確実に保存し、次世代に伝えるため、適切な保存活用の基本方針を示す「史跡土佐十一烈士墓保存活用計画」を策定することとした。



史跡 土佐十一烈士墓

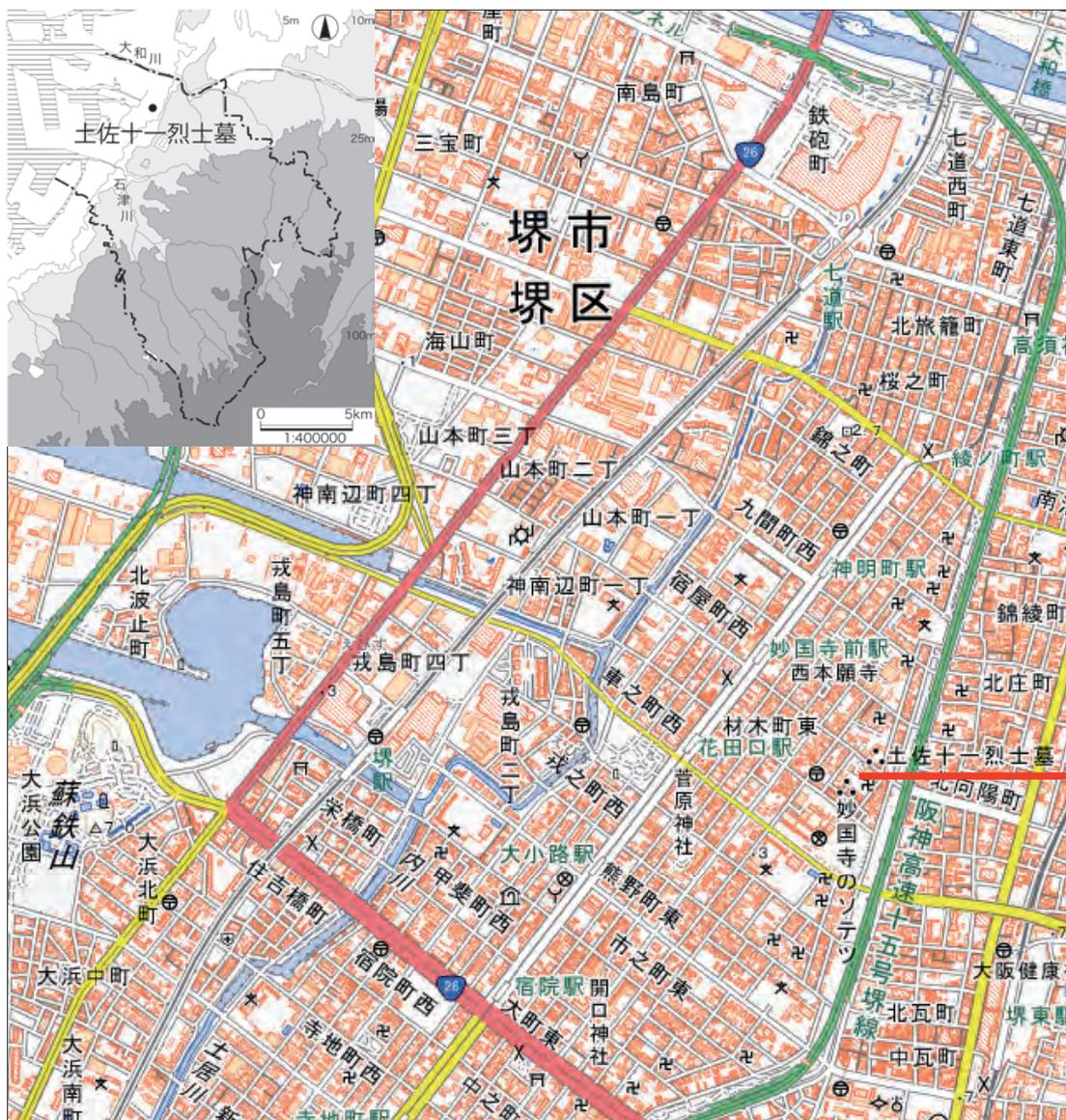
第2節 計画の目的

本計画は土佐十一烈士墓を確実に保存し、次世代に伝えるため、適切な保存活用の基本方針の策定を目的とする。

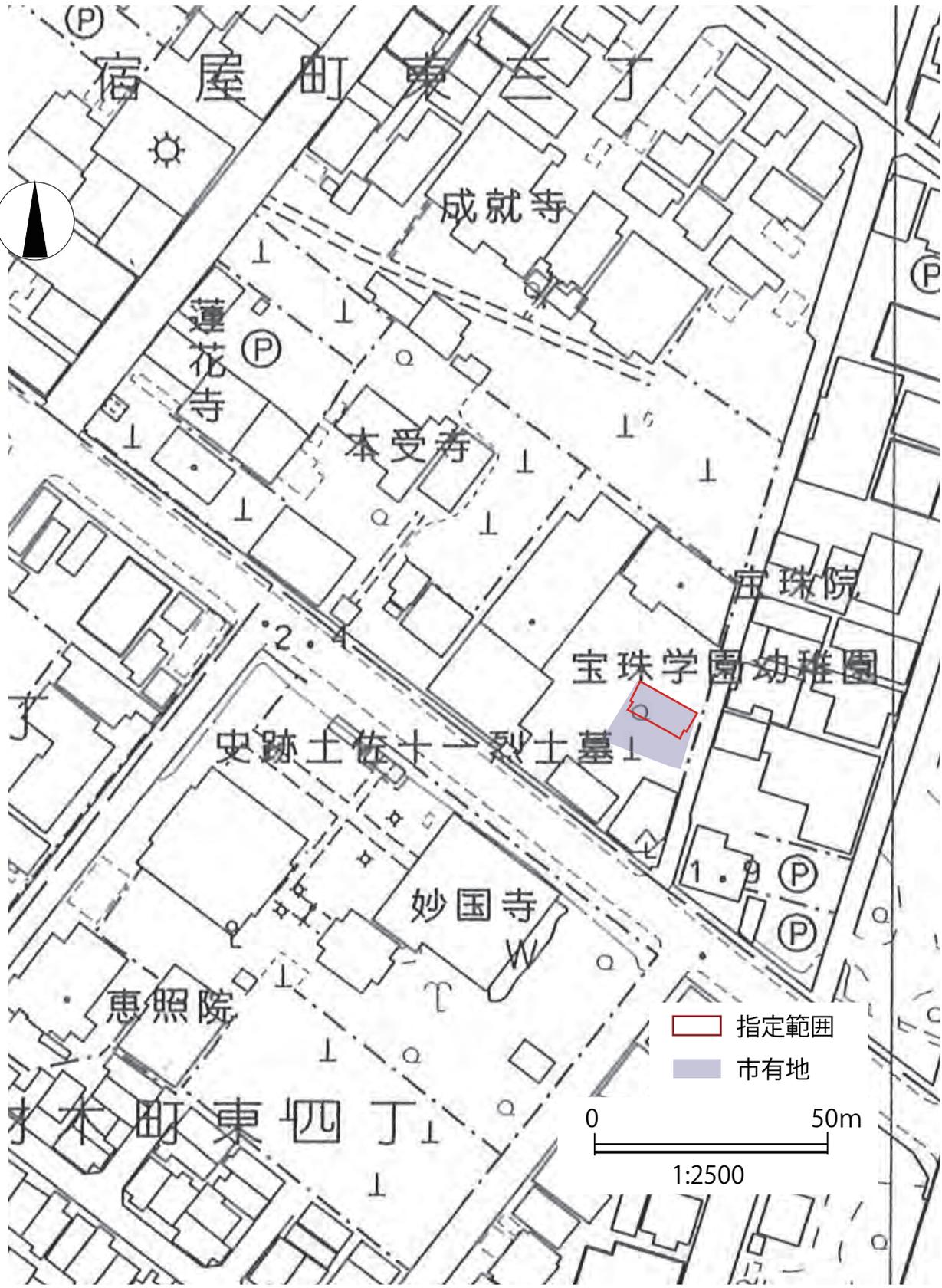
本計画では、史跡を構成する諸要素と本質的価値を明らかにし、それらを適切に保存管理するための方針について定める。また墓所としての性格を踏まえた公開をする上で必要となる整備の方針についても定める。

第3節 計画の対象範囲

史跡指定地は玉垣と土堀に囲まれた範囲のみであるが、亡くなった土佐藩士を顕彰する石碑やフランス将兵の慰霊碑等、堺事件関連地は指定地外に点在する。本計画は史跡指定地を対象とするが、活用に関しては史跡に対する理解を深めるため、指定地外の顕彰碑等も対象とする。



位置図（国土地理院：電子国土基本図）



位置図

第4節 委員会の設置

平成25年10月1日付で設置した堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会において、百舌鳥古墳群に限らず市内に所在する史跡の保存、管理、整備、活用等について調査審議するため、平成30年3月30日付で「堺市附属機関の設置等に関する条例」（条例第10号）を一部改正し、平成30年4月1日付で堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会を設置した。

また、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の規則は、平成30年3月30日付で「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会規則」（教育委員会規則第11号）を定めた。

堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

○委員（平成30年4月1日～令和2年3月31日）

委員長	和田晴吾	兵庫県立考古博物館館長（考古学）
副委員長	一瀬和夫	京都橘大学教授（考古学）
委員	井原 縁	奈良県立大学准教授（環境デザイン学、造園学）
委員	北口照美	奈良佐保短期大学客員教授（住環境学、造園学）
委員	前川 歩	奈良文化財研究所研究員（史跡整備、建築学）

○助言者

山中浩之 堺市文化財保護審議会会長・大阪府立大学名誉教授（近世史）
文化庁文化財第二課
大阪府教育庁文化財保護課

○事務局

堺市文化観光局文化部文化財課

第5節 計画策定の経過

○平成30年9月18日 平成30年度第1回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

委員長・副委員長選出、現地視察

○平成30年12月25日 平成30年度第2回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

保存活用計画案の審議（第1章から第3章）

○平成31年2月2日 平成30年度第3回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

保存活用計画案の審議（第1章から第3章）

○令和元年9月26日 令和元年度第1回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

保存活用計画案の審議（第1章から第4章）

○令和元年12月13日 令和元年度第2回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

保存活用計画案の審議（第5章から第9章）

○令和2年2月13日 令和元年度第3回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

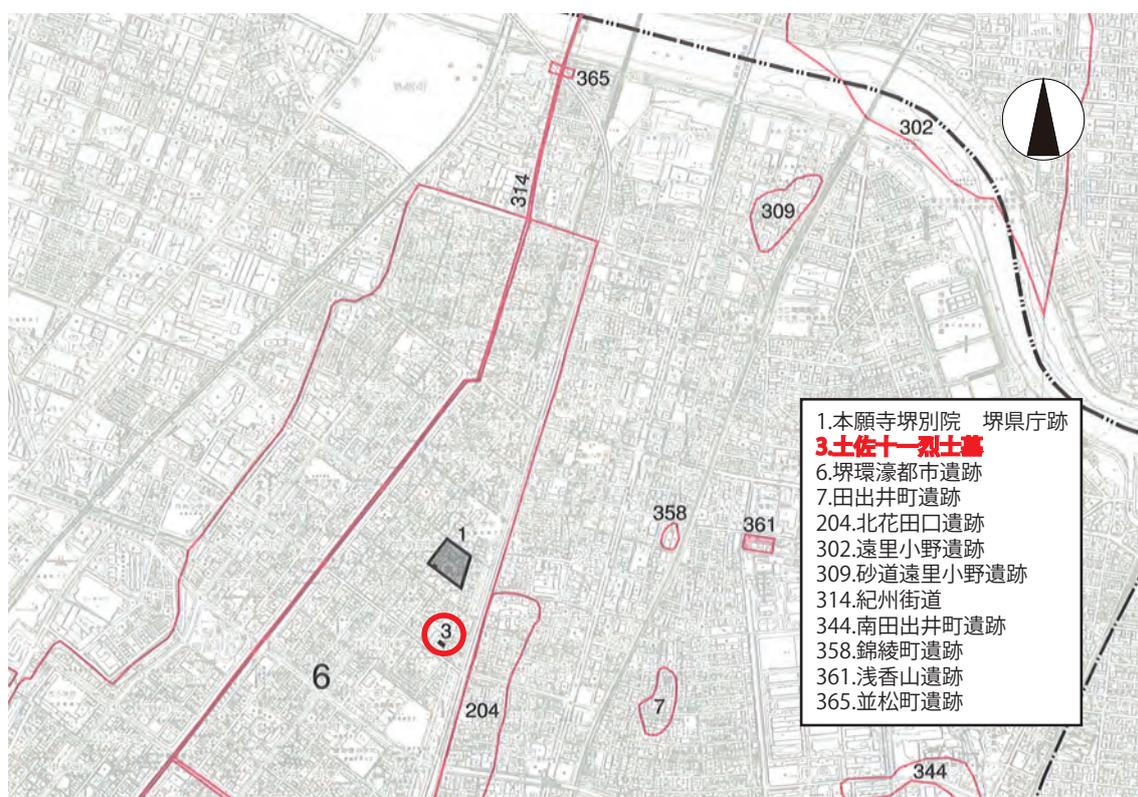
保存活用計画案の審議（第10章から第11章）

第6節 他計画との関係

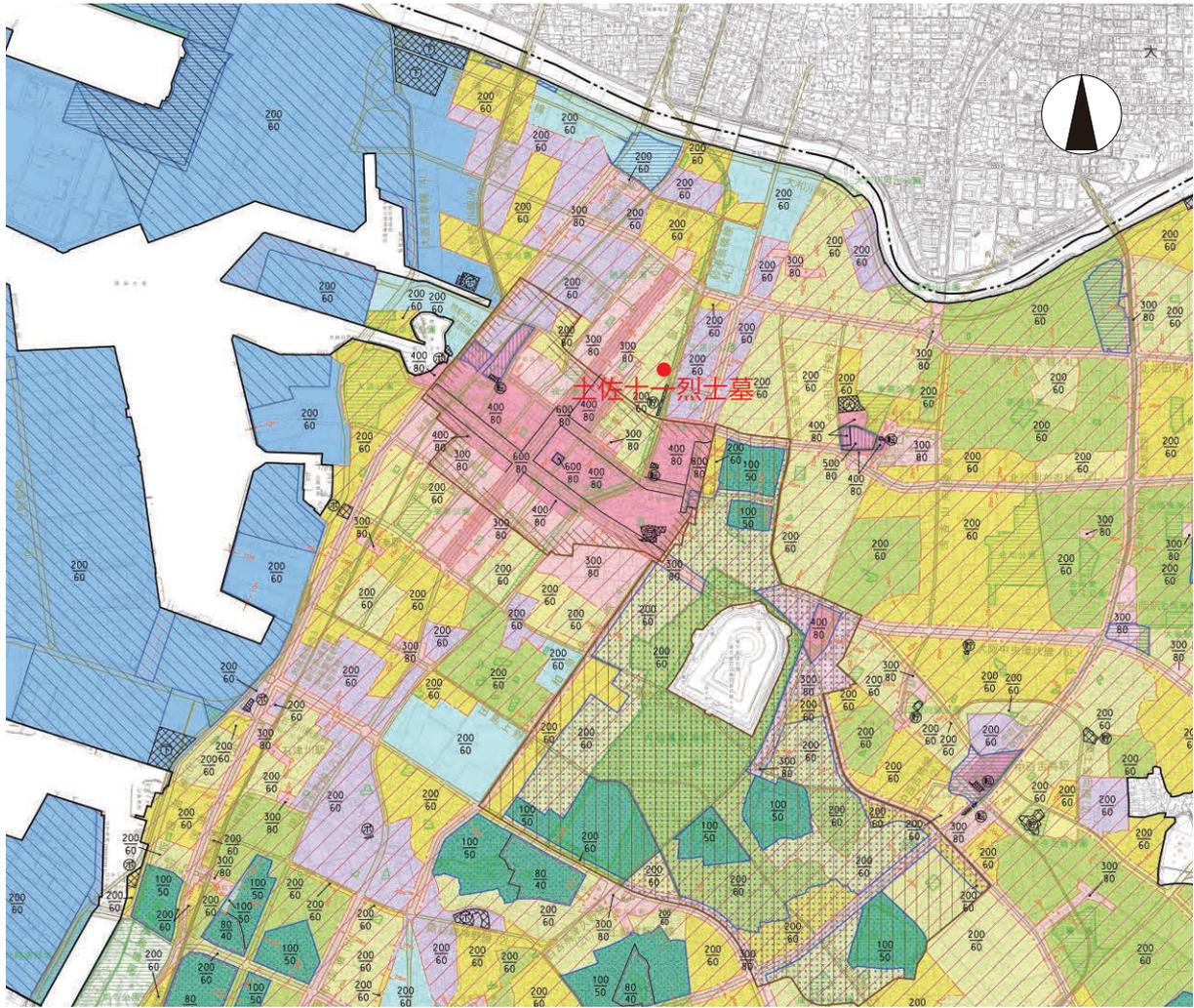
(1) 関係法令

土佐十一烈士墓は史跡であると同時に、埋蔵文化財包蔵地である堺環濠都市遺跡内に位置している。その他、関係法令は以下のとおりである。

法令	区分等
文化財保護法	史跡 埋蔵文化財包蔵地（堺環濠都市遺跡）
都市計画法	区域区分：市街化区域 用途地域：第二種中高層住居専用地域 建蔽率：60% 容積率：200% 高度地区：第二種 防火・準防火地域：準防火地域
堺市屋外広告物条例	許可区域：第1種許可区域



埋蔵文化財地図（平成27年3月刊行）



凡 例		Legend	
市街化区域・市街化調整区域界 The boundary between urbanization promotion area and urbanization control area			
用途地域	第一種低層住居専用地域 Category 1 low-rise exclusive residential district		高度地区(第五種) Height control district (Category 5)
	第二種低層住居専用地域 Category 2 low-rise exclusive residential district		高度地区(第六種) Height control district (Category 6)
	第一種中高層住居専用地域 Category 1 medium-to-high-rise exclusive residential district		特別業務地区 Special business district
	第二種中高層住居専用地域 Category 2 medium-to-high-rise exclusive residential district		特別工業地区(第一種) Special industrial district (Category 1)
	第一種住居地域 Category 1 residential district		特別工業地区(第二種) Special industrial district (Category 2)
	第二種住居地域 Category 2 residential district		特別工業地区(第三種) Special industrial district (Category 3)
	準住居地域 Quasi-residential district		特別工業地区(第四種) Special industrial district (Category 4)
	近隣商業地域 Neighborhood commercial district		高度利用地区 High-level use district
	商業地域 Commercial district		工業港区 Industrial port block
	準工業地域 Quasi-industrial district		商港区 Commercial port block
	工業地域 Industrial district		修景厚生港区 Scenic and recreation port block
	工業専用地域 Exclusive industrial district		無分区 Non-designated block
	無指定地 Non-designated district		臨港地区 Port district
	防火地域 Fire prevention district		工業港区 Industrial port block
準防火地域 Quasi-fire prevention district		商港区 Commercial port block	
高度地区(第一種) Height control district (Category 1)		修景厚生港区 Scenic and recreation port block	
高度地区(第二種) Height control district (Category 2)		無分区 Non-designated block	
高度地区(第三種) Height control district (Category 3)		景観地区 Landscape district	
高度地区(第四種) Height control district (Category 4)		風致地区 Scenic district	
		駐車場整備地区 Parking lot development district	
		地区計画等 District planning etc.	
		外壁の後退距離(1m) Setback distance from the exterior wall	
		容積率境界線 Floor-area ratio limit	
		容積率/建ぺい率(%) Floor-area ratio / Building coverage ratio	
		公園・緑地・墓園 Park, Green area, Cemetery	
		運動場 Playing field	
		道 Road	
		都市高速鉄道 Urban rapid-transit railroad	
		下水処理場 Sewage treatment plant	
		下水ポンプ場 Sewage pumping station	
		貯留池 Reservoir	
		汚物処理場 Wastewater treatment facility	
		ごみ焼却場 Garbage incinerator	
		火葬場 Crematory	
		学 School	
		自転車駐車場 Bicycle parking lot	
		一団地の住宅施設 Collective housing facility	
		運動・河川等の地形・地物による 地境地区界(原則としてその中心) Center line 上に「ら」ない場合 (地物による見直し線その他) Irregular line	
		市町村界 Municipality boundary	

都市計画図

(2) 関係計画

堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』	平成 23 年 3 月策定
第 5 章 堺・3つの挑戦 歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！ 歴史と文化を活かしたまちづくりの推進 歴史文化資源を「誇り」に感じるまちを実現していくため、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の世界文化遺産への登録に向けた取組や、歴史文化資源の保存・活用に向けた取組を進めます。	
堺市都市計画マスタープラン	平成 24 年 12 月改定
第 1 章 2－3 都市づくりの姿勢 歴史・文化を活かし、持続可能な、自治都市を支える協働の都市づくり 輝かしい歴史・豊かな文化を活かし、世界に誇れるまちの活力や魅力を生み出す 世界文化遺産登録をめざしている百舌鳥古墳群をはじめとした歴史・文化資源の有する価値を市民一人ひとりが再認識し、それぞれの魅力や歴史がもっと身近に感じられる都市づくりを進めます。	
堺市景観計画	平成 27 年 9 月変更
第 4 章 景観形成の推進方策 4－2 重点的に景観形成を図る地域 堺環濠都市地域 歴史文化資源や歴史的まちなみと調和したにぎわいの創出による魅力と活力ある景観形成を進めるため、阪堺線の活性化や文化・観光振興、業務系施設の誘導などの取組みと連携しながら、町家やまちなみ保全に向けた施策の構築、地域や地区に応じた都市計画手法、景観協定などの景観法に基づく各種手法の活用など、市民・事業者と行政の協働のもと取り組んでいきます。	
堺市歴史的風致維持向上計画	平成 25 年 11 月策定
V. 重点区域の位置及び区域 (2) 環濠都市区域 現在の市街地には、茶の湯にみる歴史的風致の核となる重要文化財の南宗寺(仏殿・山門・唐門)をはじめ、山口家住宅、大安寺本堂があり、刃物・線香に代表される伝統産業や神輿渡御祭(おわたり)が受け継がれた様々な伝統を知り、触れることができる市街地であり、これらの建造物を包括し、さらに伝統を今に伝える環濠に囲まれた範囲を重点区域として設定する。	

第 7 節 計画の実施

本計画は令和 2 年（2020）3 月 31 日に完成し、令和 2 年 4 月 1 日より実施する。また、本計画の計画期間は、計画認定の日から令和 13 年（2031）3 月 31 日までとする。

第2章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

土佐十一烈士墓は堺市堺区宿屋町東3丁に所在する宝珠院境内にある。慶応4年（1868）に起こった堺事件により切腹した土佐藩士の墓である。堺事件とは、慶応4年2月、堺を警備していた土佐藩士が、堺港から上陸してきたフランス将兵を殺傷した事件である。フランス公使ロッシュは明治政府に対し激しく抗議し、事件に関わった土佐藩士隊長箕浦猪之吉ら11名が妙國寺で切腹した。11名の遺骸は妙國寺北隣の宝珠院境内に葬られた後、土佐藩主山内豊範によって墓碑が建立された。

明治6・7年（1873・1874）頃、宝珠院住職により現在の墓石が建立された。その後、切腹した土佐藩士を追悼する人々によって墓所は整備され、周辺には顕彰碑や慰霊碑が建てられた。森鷗外の『堺事件』など文学作品や講談、演劇等を通じて、事件が広く知られるようになると、墓所のみならず事件ゆかりの地を多くの人々が訪れた。事件後50年や70年など節目の年には記念事業が行われるなど、墓所は大切に守られてきた。

昭和13年（1938）2月、宝珠院から文部大臣宛てに次のような由緒を添えて史蹟指定願が提出された。

○史蹟指定願 史蹟土佐烈士の墓由緒

明治元年正月、京畿の治安急を告ぐる時、政府土佐藩に命じて堺港の警備に當らしむ。偶佛艦の水兵禁を犯して上陸し、國威を傷け狼藉を行ひしを以て、隊長箕浦猪之吉始め警備の士、坐視するに忍びず、發砲して佛國水兵を殺傷し、遂に國交上の犠牲となりて、藩士十一名は壮烈なる自刃を遂げたり。時に明治元年旧二月廿三日、遺骸を當境内に葬りたり。

尚詳細な別冊（明治元年土佐藩士泉州堺列擧）御参照願度

3月には文部省から宝珠院境内にある国有地に関して追加調書の提出要請のほか、墓石の建立年月日と墓域の整備完了時期について問い合わせがあった。追加調書提出等を経て、8月8日、土佐十一烈士墓は国の史蹟に指定された。

第二次世界大戦時には、宝珠院も空襲を受け、建物は全焼した。昭和24年（1949）には宝珠院境内に宝珠学園幼稚園が開園し、指定地の周囲は園庭となり、現在に至る。

第2節 指定の状況

(1) 指定告示

名 称 土佐十一烈士墓（とさじゅういちれっしのはか）
所 在 地 大阪府堺市宿屋町東三丁 寶珠院境内
(現：大阪府堺市堺区宿屋町東3丁53-2)
指 定 面 積 一筆 内實測 十七坪三合四勺（約 57.22㎡）
所 有 者 堺市
指 定 年 月 日 昭和 13 年（1938） 8 月 8 日 指 定
告 示 番 号 文部省告示第二九二号

*（）：加筆

(2) 指定説明文とその範囲

○説明

明治元年二月十五日フランス國軍艦堺港ニ來航シテ港内ヲ測量シ水兵禁ヲ犯シテ上陸狼藉ニ及ビシヲ以テ警備ノ土佐藩六番隊々長箕浦猪之助等之ヲ阻止セントシテ能ハズ已ムヲ得ズシテ發砲フランス國水兵ヲ殺傷セリ 政府即チ國際關係ノ惡化ヲ恐レテ其ノ犠牲トシ箕浦以下廿名ニ對シテ二月二十三日妙國寺本堂前ニ於テ切腹ヲ命ジタリ 橋詰愛平第十二番目ニ屠腹セントセル折臨檢ノフランス國使臣ノ乞ニ依リテ以下九人ノ自刃ヲ止メシメタリ 即チ屠腹セル十一烈士ノ遺骸ハ寶珠院ニ埋葬セリ 土佐舊藩主山内容堂其ノ忠烈ヲ悼ミ命ジテ石碑ヲ建設セシメシガ更ニ明治六七年ノ頃住職墓石ヲ改メ建テ明治三十七年谷干城等墓域ヲ整理シ玉垣土塀ヲ建設シテ今日及ベリ而シテ橋詰愛平ハ歸郷ノ後快々トシテ樂シマズ明治二十二年秋病ニ死セルヲ以テ有志十一烈士ノ墓ノ傍ニ小碑ヲ建テテ其ノ靈ヲ慰メタリ

○指定ノ事由

保存要目 中史蹟ノ部第三ニ依ル

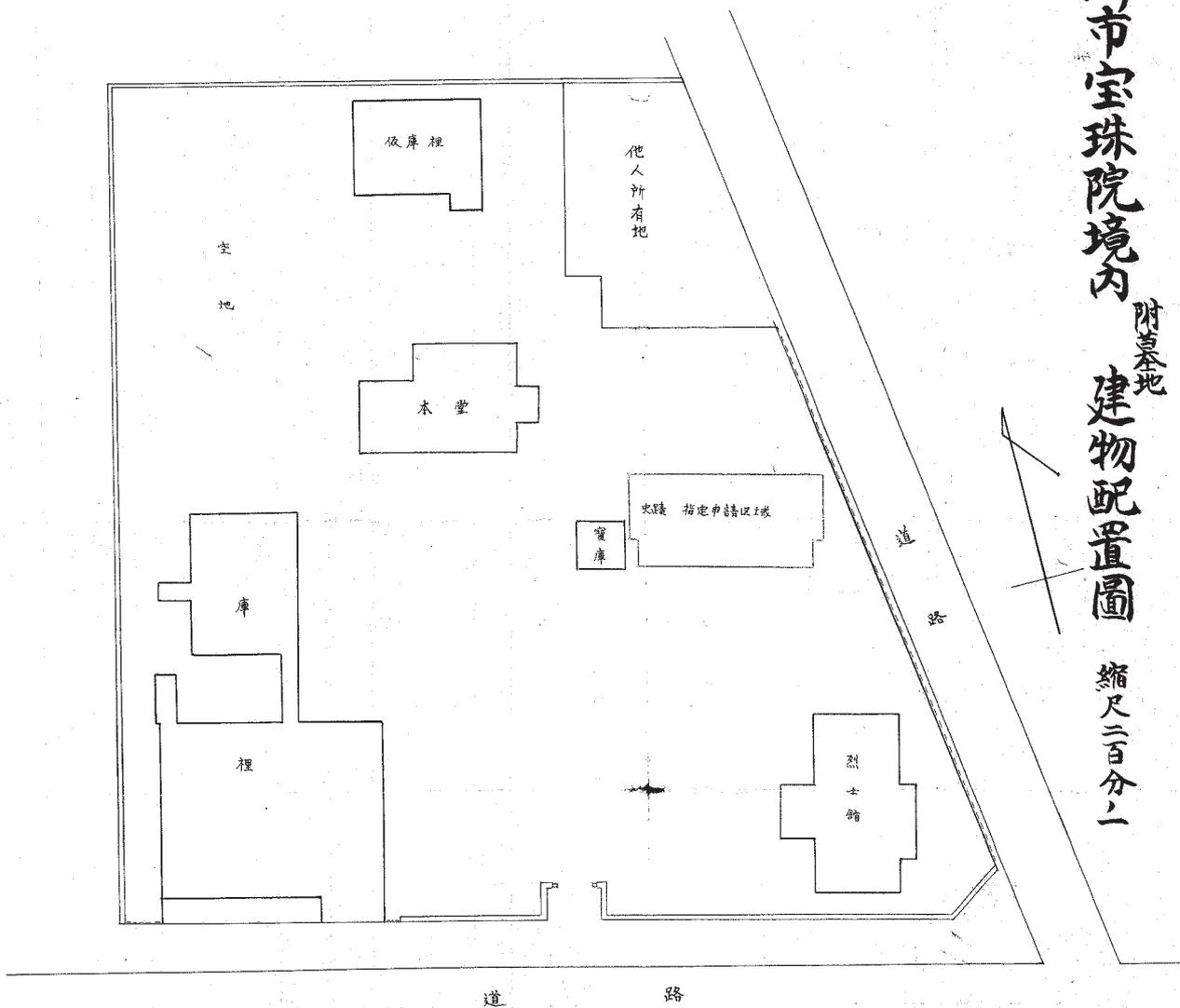
○保存ノ要件

一、墓石ノ毀損及破壊ヲ為サザルコト

昭和 13 年史蹟指定願 添付写真
(昭和 12 年 3 月 17 日撮影)



堺市宝珠院境内 附墓地
 建物配置図
 縮尺二百分の一

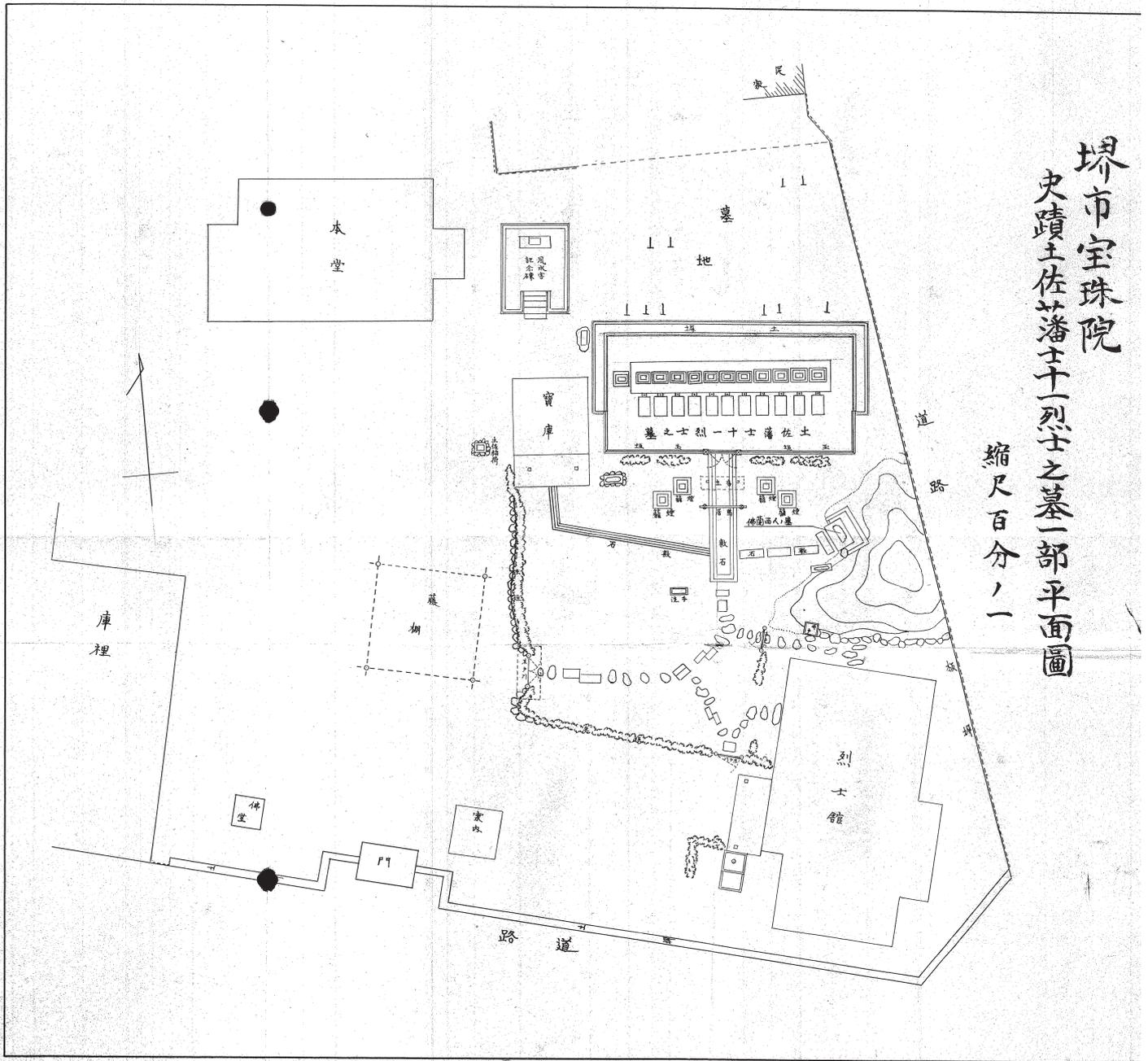


昭和 13 年史蹟指定願添付図面 宝珠院境内建物配置図 (原図を 50%縮小・縮尺 400 分の 1)

堺市宝珠院

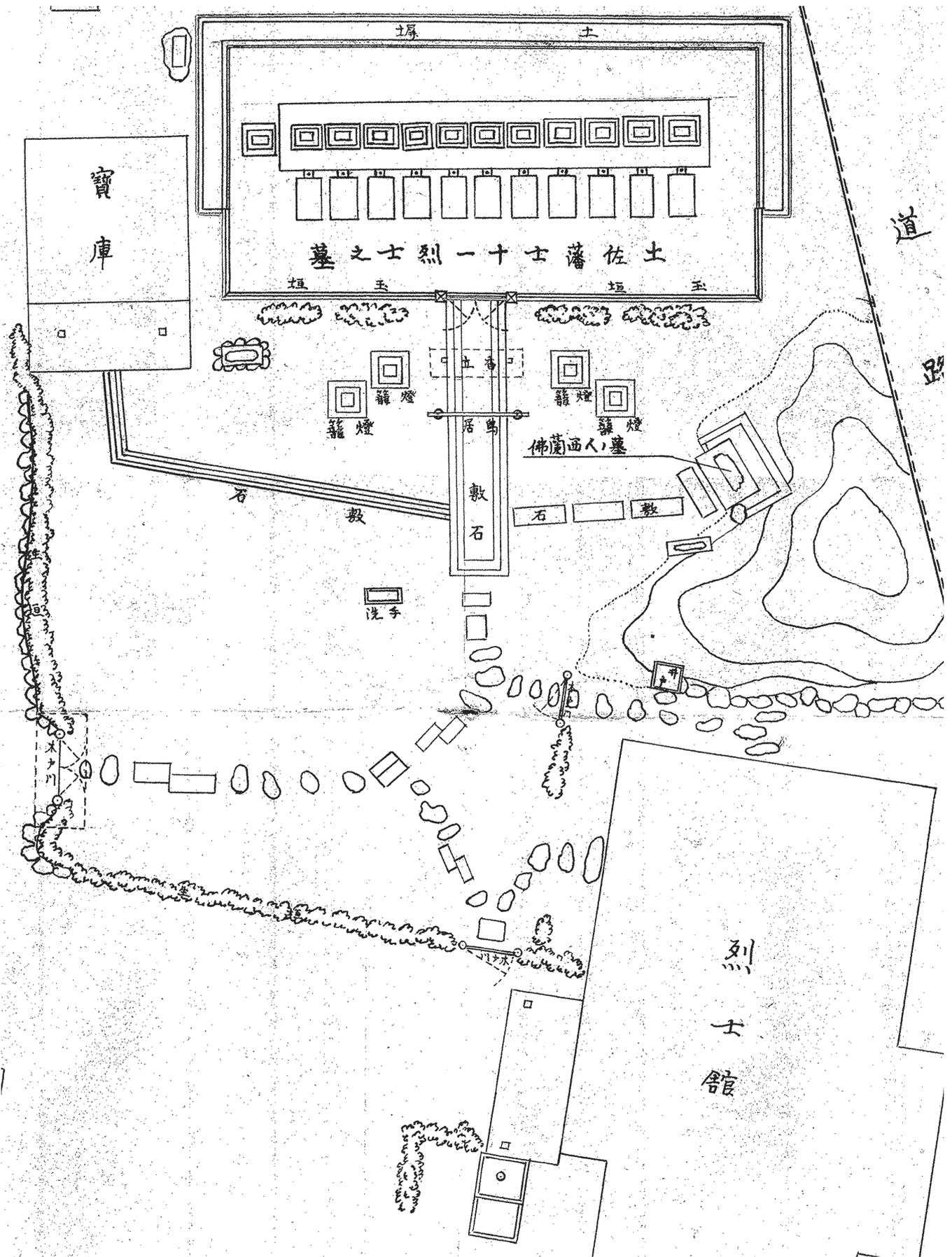
史蹟土佐藩士十一烈士之墓一部平面圖

縮尺百分ノ一



昭和 13 年史蹟指定願添付図面 土佐藩士十一烈士之墓一部平面図

(原図を 40%縮小・縮尺 250 分の 1)



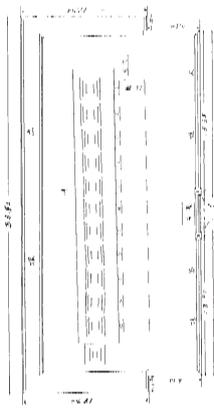
昭和 13 年史蹟指定願添付図面 史蹟土佐藩士十一烈士之墓一部平面図 (縮尺 100 分の 1)

堺市宇塚院
土佐列王墓史蹟指定区域内施設物実測図

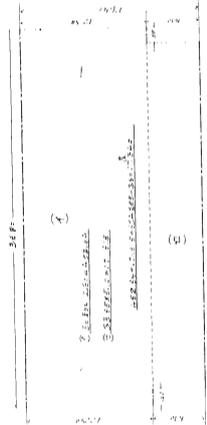
圖面正地基



圖面平地基



圖面側標基

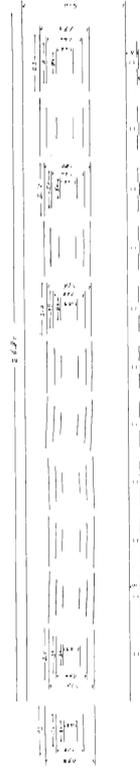


圖面城地之指

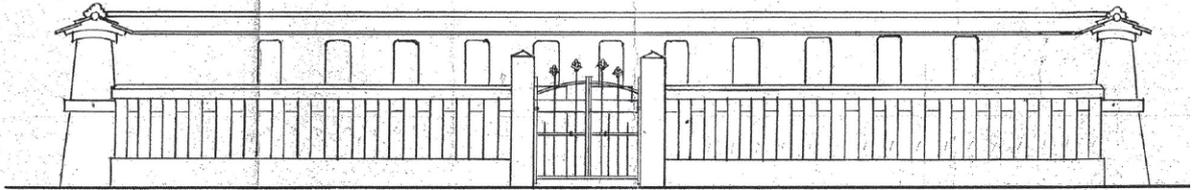
圖面正標基



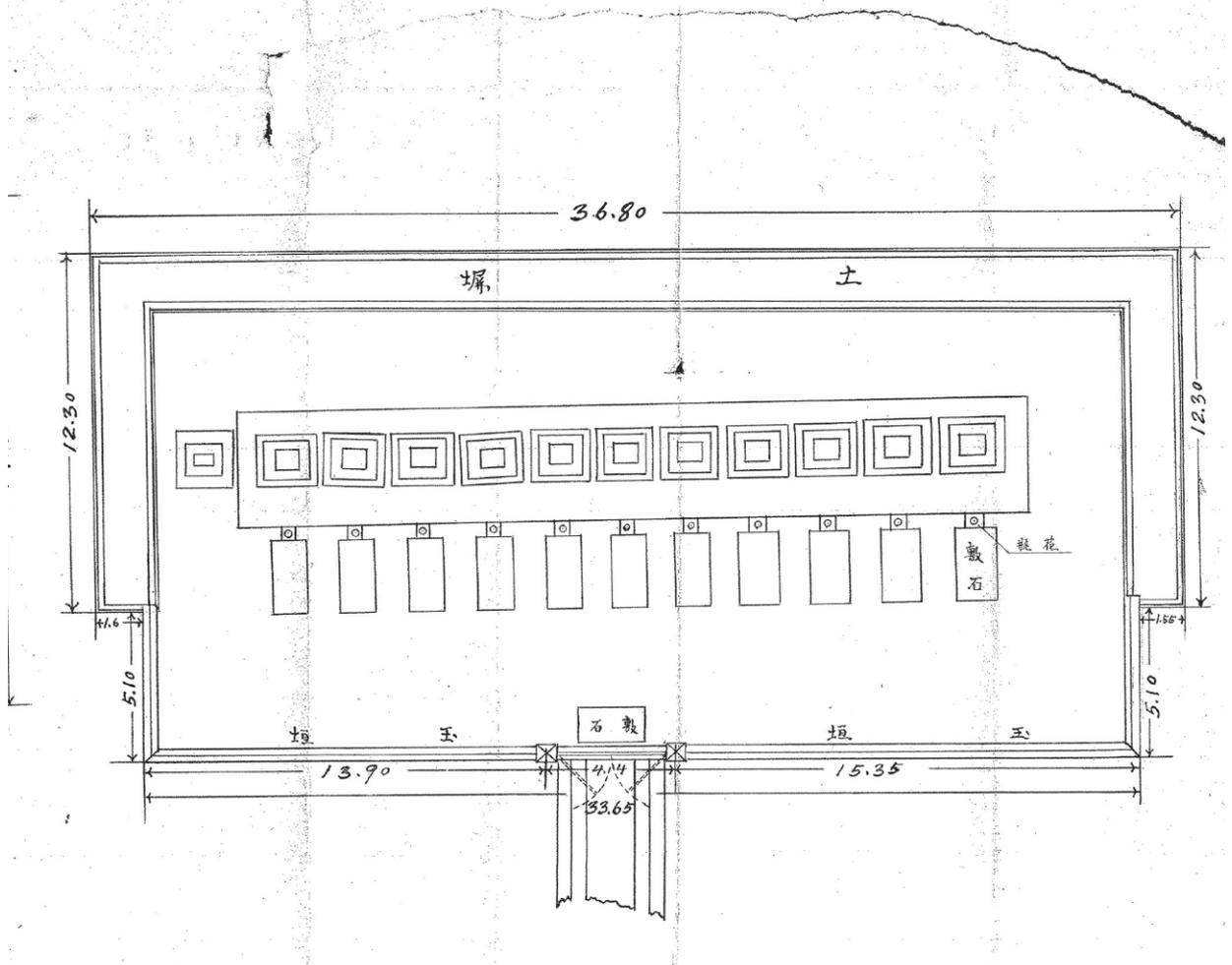
圖面平標基



墓 地 正 面 圖

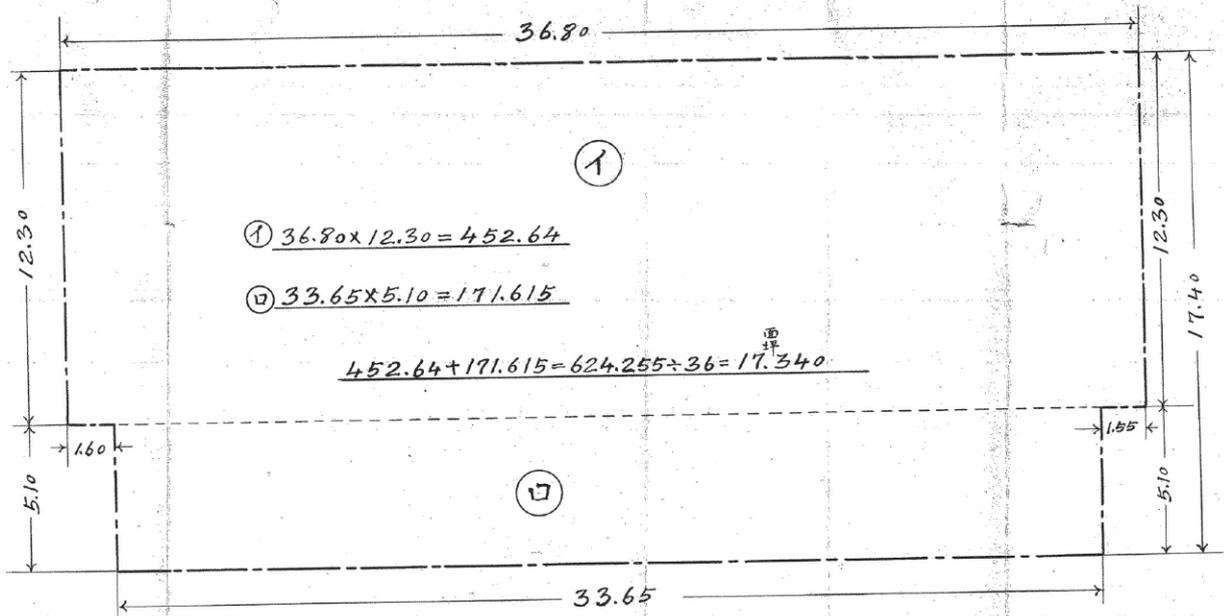
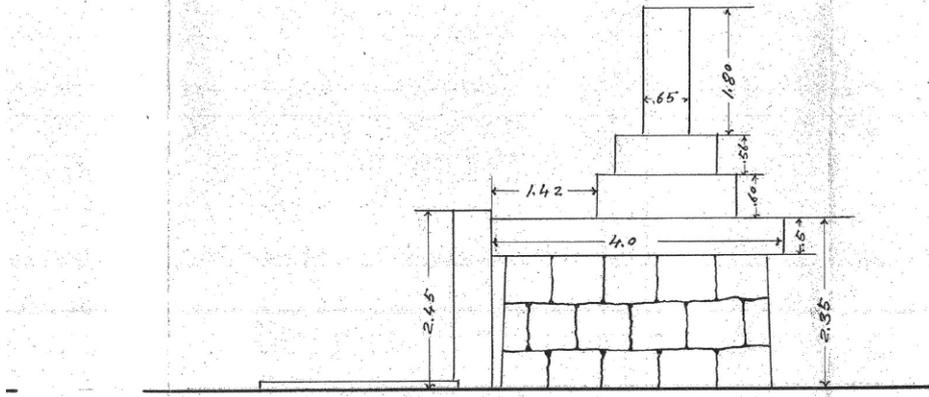


墓 地 平 面 圖



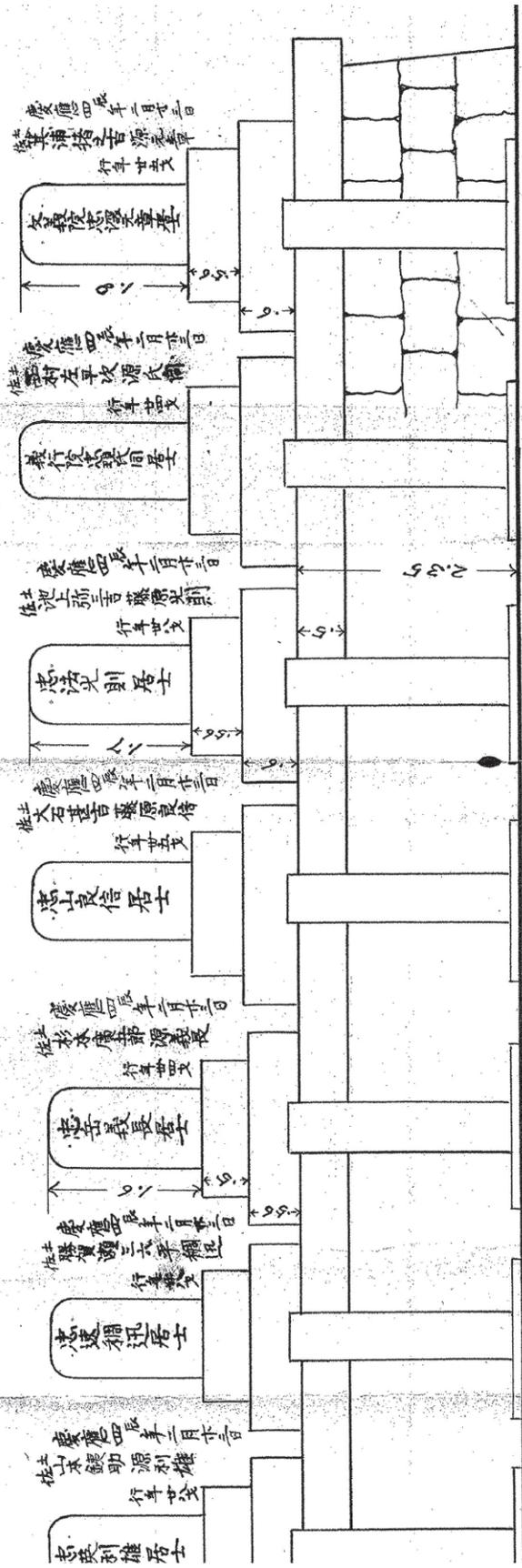
昭和 13 年史蹟指定願添付図面 史蹟指定地内施設物実測図 (部分 1)

墓標側面圖



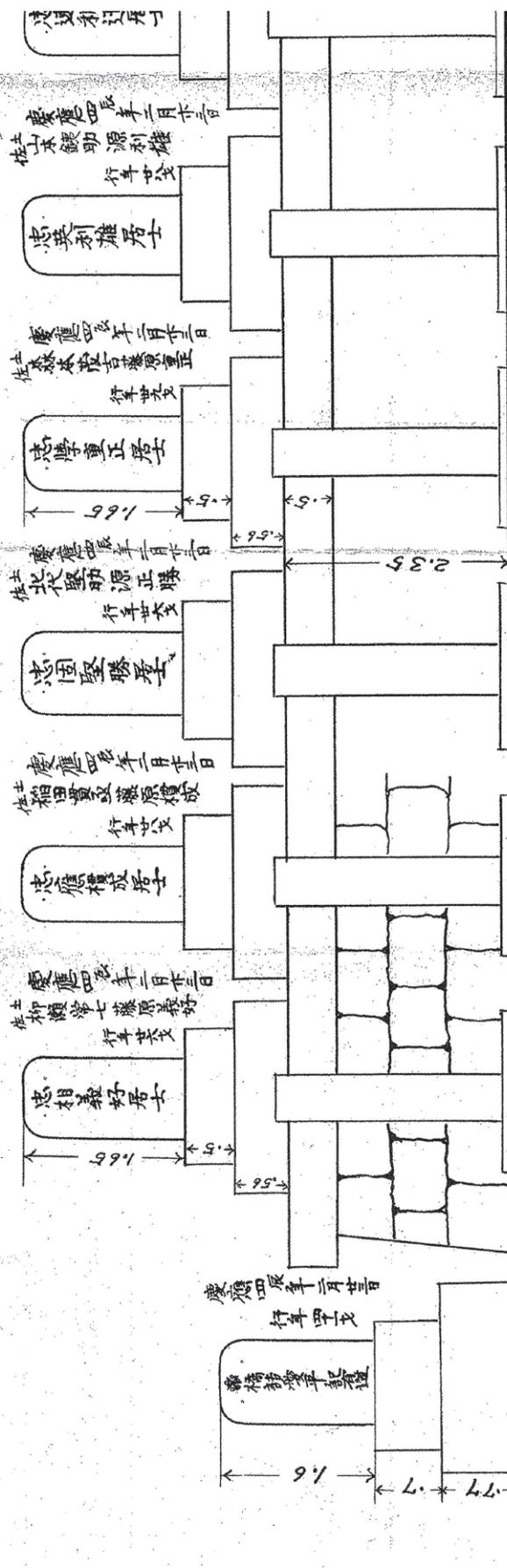
指定地域丈量圖

正標墓



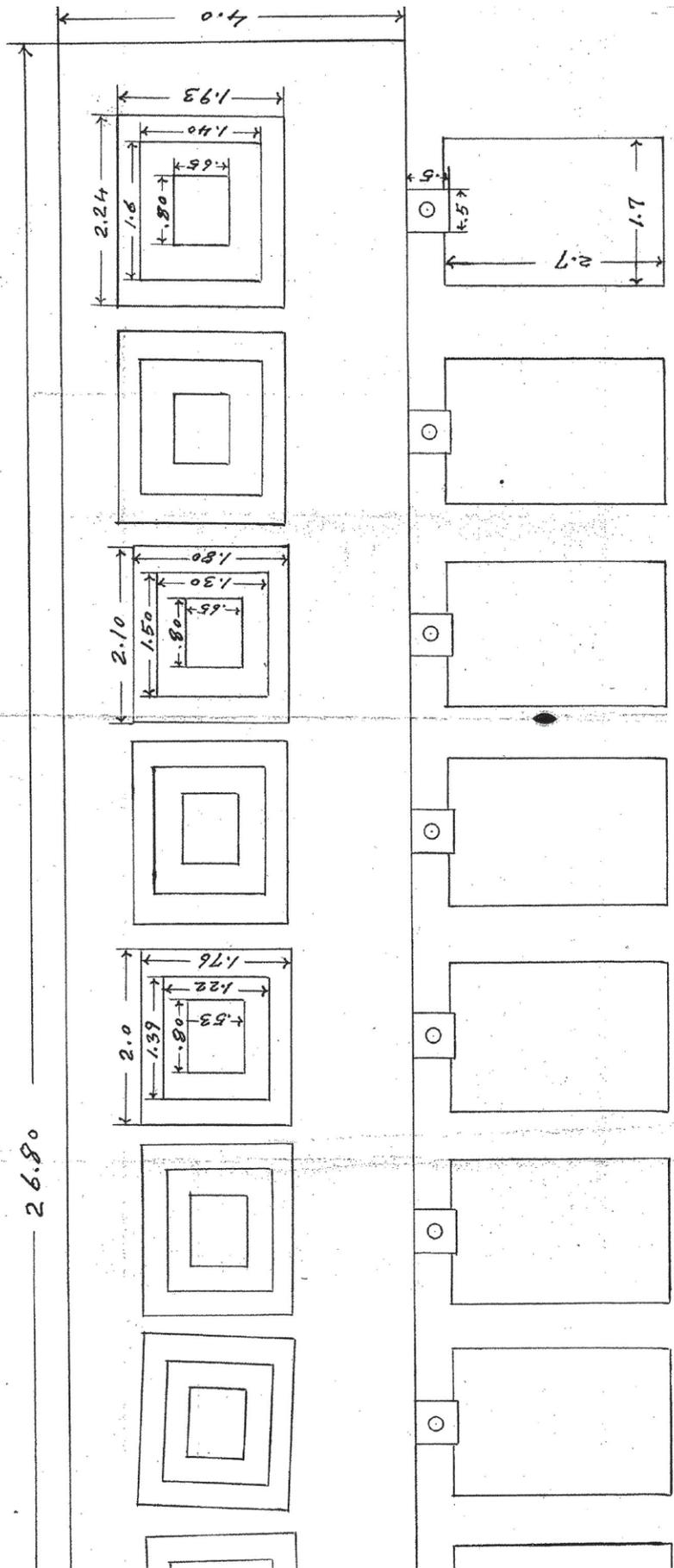
昭和 13 年史蹟指定願添付図面 史蹟指定地内施設物実測図 (部分 3)

標正面圖



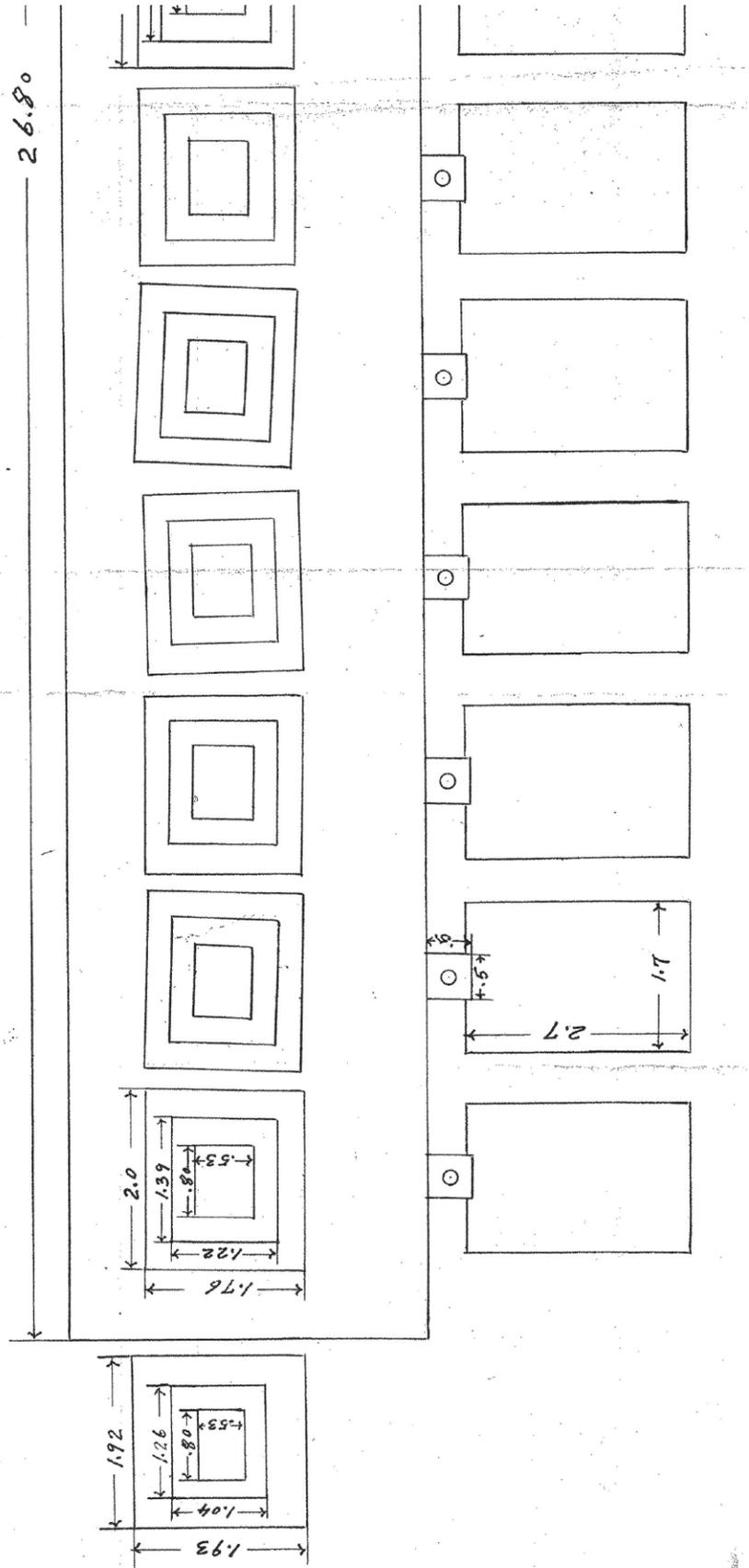
昭和 13 年史蹟指定願添付図面 史蹟指定地内施設物実測図 (部分 4)

墓平標面



昭和 13 年史蹟指定願添付図面 史蹟指定地内施設物実測図 (部分 6)

墓標平面圖



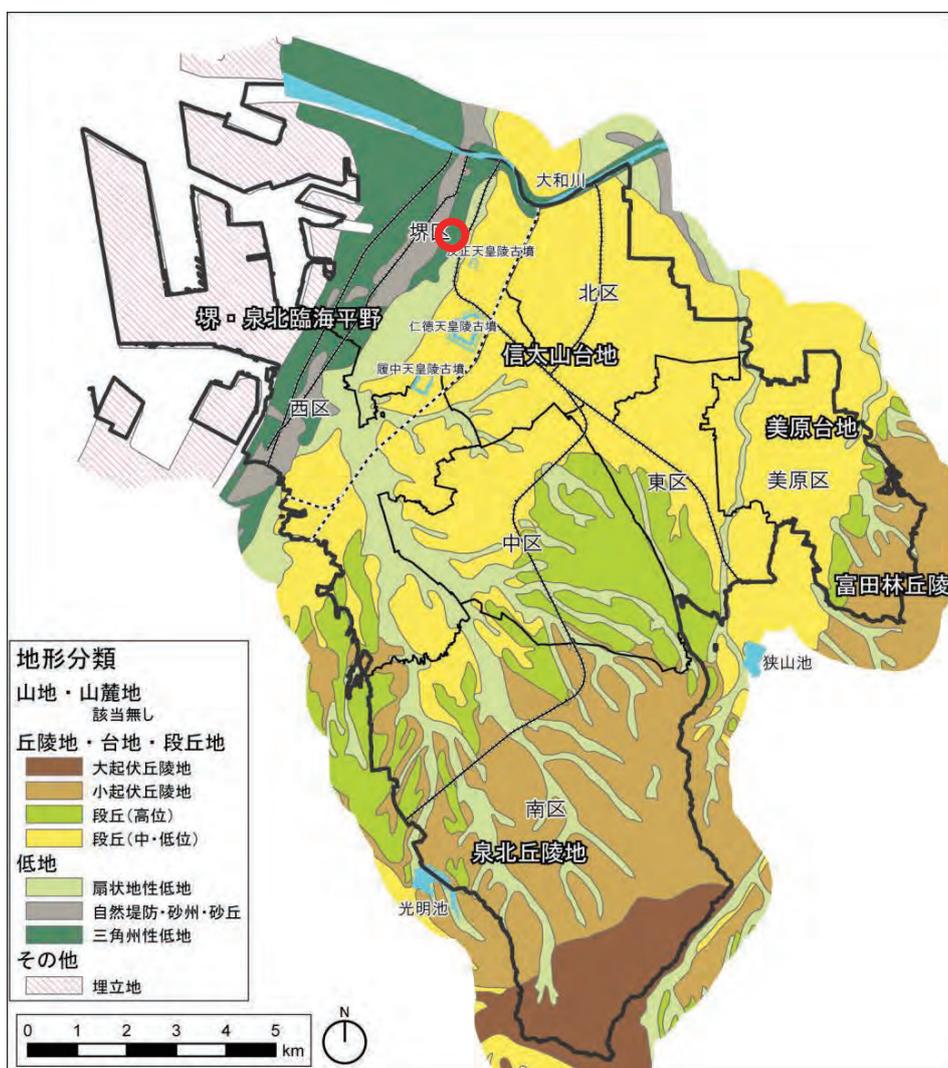
昭和 13 年史蹟指定願添付図面 史蹟指定地内施設物実測図 (部分 6)

(3) 指定に至る調査成果

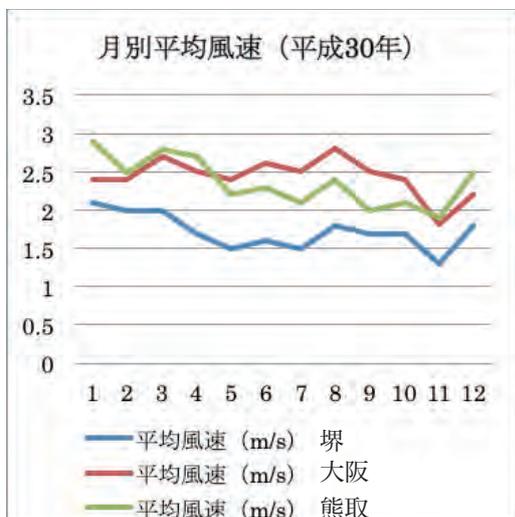
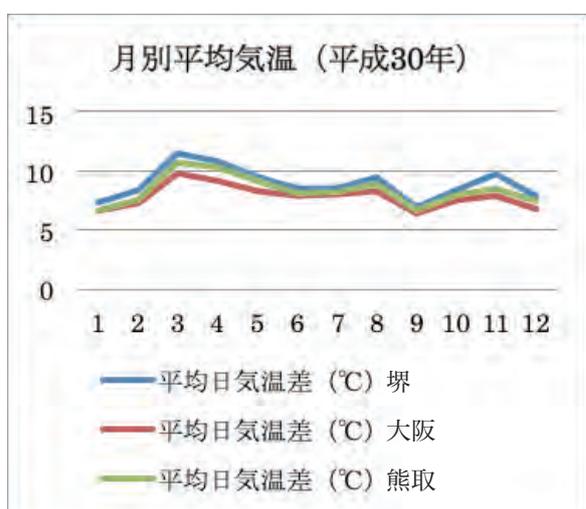
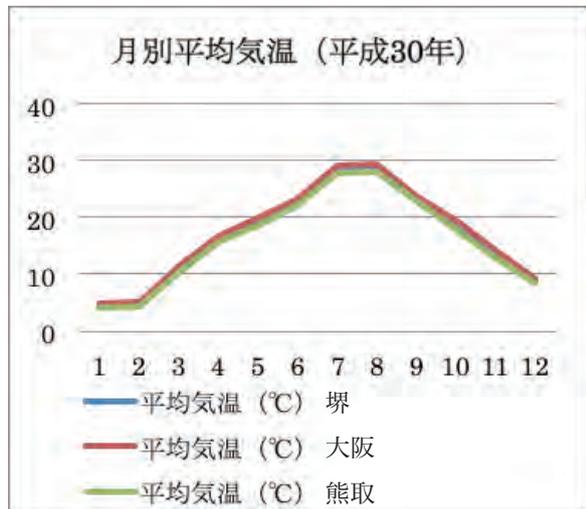
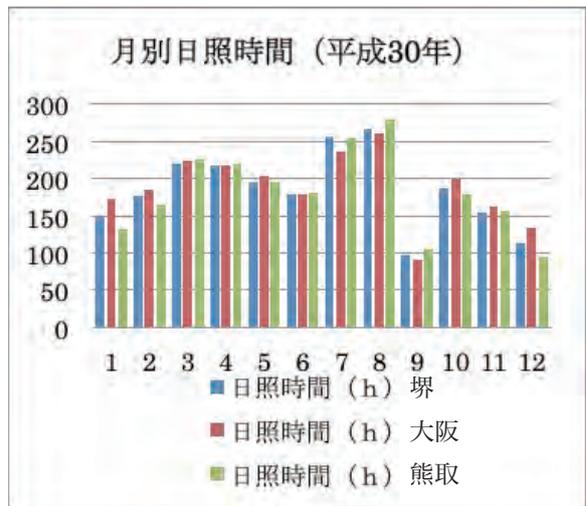
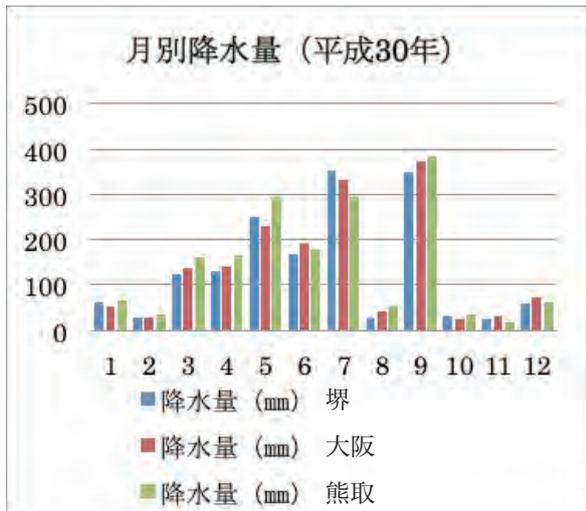
A 自然的調査の成果

大阪府の中央南西部に位置する本市は、西は大阪湾に面し、北は大和川に画され、東は富田林丘陵に、南は泉北丘陵に囲まれている。丘陵の前面には低・中位段丘が広がり、大阪湾に面して低地や砂堆が形成されている。土佐十一烈士墓は標高 2.5 m の低地に立地する。

気候は瀬戸内式気候に属し、平均気温はおよそ 16～17℃と温暖であり、降水量は年間 1,000～1,500mm程度で全国的にみても少ない。平成 30 年（2018）の気象庁観測データを見ると、降水量、日照時間、平均気温の月別推移は、大阪・堺・熊取の 3 地点で大差はない。しかし、一日における気温差は、一年間を通して大阪・熊取よりも堺は気温差が大きい。平均風速も一年を通して、大阪・熊取よりも堺は風が弱いことが看取できる。



地形分類図（赤丸：土佐十一烈士墓）



B 歴史的調査の成果

ア. 堺事件の背景 - 堺の治安

慶応3年(1867)8月、江戸幕府直轄地であった堺を統治した堺奉行所が廃止され、新たに大坂町奉行所の管轄となった。そのわずか二か月後の10月には大政奉還、12月には王政復古の大号令が発せられ、明治時代の幕開けとなった。

慶応4年(1868)1月3日、鳥羽・伏見の戦いが起こると、旧幕府軍の敗走兵が堺にも流れ込むなど治安が悪化した。さらに1月7日夜、堺のまちはおよそ二町四方を焼き尽くす大火に見舞われた。火元は商家の失火であったが、敗走兵等による放火と勘違いした人々の間に不安が広がり、治安の悪化を印象付けることとなった。

1月9日、堺の治安を回復させるため、薩摩藩は堺奉行所があった殿馬場役所や惣会所に入り、敗走兵の取締りなどにあたったものの、翌10日には大坂へ引き上げた。

薩摩藩退去後、新政府から堺の警備を命じられたのが土佐藩である。1月10日、土佐藩は鳥羽・伏見の戦いに従軍していた箕浦猪之吉率いる六番隊と精鋭部隊の前哨隊を堺に派遣した。二隊は1月11日に堺に到着し、翌日から早速、市中の警備にあたったが、17日には前哨隊が大坂に引き上げられた。箕浦は大坂の軍監に兵力の補充を訴え、西村佐平次率いる八番隊が京から派遣された。

この頃、土佐藩は朝廷からも堺の統治を命じられ、大道筋櫛屋町元惣会所に土州役所を置き、二隊の監督と堺の統治にあたった。堺に派遣された二隊は、絲屋町にあった与力同心の屋敷に入り警備の任に着いた。まちは平穏を取り戻し、町方だけでなく村方からも多額の献金が土州役所に納められた。

土佐藩の統治にかわり、1月22日に大坂鎮台が置かれ、さらに27日、堺は大坂裁判所の管轄下に置かれた。当時の裁判所は司法だけでなく行政も司っていたため、堺の統治は大坂裁判所が行った。土佐藩による統治は終わったが、警備は引き続き行われた。

イ. 堺事件の背景 - 開国の影響

安政5年(1858)、「鎖国」体制に終わりを告げる安政の五カ国条約により、大坂開市、兵庫開港が決定された。諸外国は航路の安全を確保するため、海図の作成が急務となり、航路となる大阪湾や瀬戸内海の測量を行った。この測量作業には深淺測量だけでなく、開港地か否かに関わらず上陸を伴う海岸線の測量も含まれていた。

開国はされたが、外国人の行動範囲は強く規制され、開港地を中心とする範囲に限られていた。堺は開港地ではなかったが、慶応3年12月7日付の外国人の行動範囲に関する規則によると、堺は大坂と並んで外国人の立入が認められていた。

各地で外国人との接触が増えるなか、攘夷を決行する事件が頻発する。慶応4年1月11日、備前藩の隊列を横切ったイギリス水兵との間で銃撃戦となり、事件の責任をとって備前藩家臣が切腹する神戸事件が起こる。また、土佐藩士が官軍の証である錦旗を国許へ運ぶ道中、1月14日、



「文久改正堺大絵図」文久3年（1863）

堺市立図書館所蔵・一部加筆

事件の混乱が続く神戸でフランス兵に行く手を阻まれ、一時的に錦旗を奪われる事件も起こった。これらの事件は土佐藩をはじめ、諸藩の外国に対する警戒心を高める一方で、開国を進める新政府にとっては、早急な攘夷の機運の鎮静化を迫られた。

1月15日、新政府は神戸で開国和親の布告を出す。1月22日には外国人に対して失礼がないよう心掛ける旨を命じる通達を出し、矢継ぎ早に1月25日と27日にも同様の通知を出すなど対応に追われた。

ウ. 堺事件直前

堺事件前日にあたる2月14日、外国事務局から明日15日にフランス人が堺に来るので失礼がないように対応するとともに大和橋まで道案内の者を差し出すよう通達が惣年寄宛てに出された。通達を受けた惣年寄は、堺に来るフランス人に対し失礼がないようにと命じ、万が一無礼があれば処分する旨の触れを市中に出した。また、事件当日である15日にも、明日16日に堺港の測量に来るフランス人に対して、海路も陸路も通行を妨げてはならないという旨の触れが土州役所から出されている。

事件当日の2月15日、案内役が大和橋で待ち受けていると土州役所から役人と警備隊が到着した。そこへ通訳を伴いフランス海軍ヴェニス号ロア提督と兵庫副領事ヴィヨーが大坂から紀州街道を南下して来たが、堺が外国人の自由通行区域外であると誤認していた土佐藩警備隊は外国事務局からの通知がないとして、ロア提督達を追い返してしまう。

エ. 堺事件勃発

2月15日午後4時頃、天保山に停泊していたフランス軍艦デュプレクス号はロア提督らの迎えと測量のため堺港【33】に来航した。乗組員は二隻の舟に分乗し、一隻は新湊に回航し、一隻は湊口にあった旭茶屋の前から上陸した【35】。

フランス将兵上陸後の事件の経過は、日本側の史料とフランス側の史料では、内容が大きく異なる。日本側の史料に基づき記載された『堺市史』によると、上陸の知らせを受けた軍監府は、早速、箕浦隊と西村隊に取締りを命じた。現場に駆け付けた両隊長は、フランス将兵に退去を求めたが言葉が通じず、隊旗を奪われそうになったため、フランス将兵を拿捕しようとしたところ銃撃戦となり、11名を殺傷した。新湊へ向かっていた一隻はあわてて本艦へ帰艦した。その夜、堺南台場を警備していた岸和田藩とともに土佐藩は南台場【37】の守りを固め、フランス軍艦の反撃に備えたが、フランス艦は遺体捜索に来たのみで、さらなる衝突は生じなかったと記される。

一方、フランス側の史料では、上陸後、堺の人々から菓子や果物の提供を受けたり、フランス将兵も子供たちにパンをわたすなど互いに友好的な態度をもって接していたが、武器を持たない丸腰のフランス将兵に対し、土佐藩兵が突然銃撃してきたと記される。

【】：構成要素番号(第3章)

オ. 堺事件直後の対応

フランス側に 11 名もの死者が出たことから、フランス公使ロッシュは新政府に対し、国際法のみならず先の条約（日仏修好通商条約）にも違反すると激しく抗議し、翌 16 日に遺体の引き渡しを迫った。事件は当事国のフランスのみならず、他国の公使達にも動揺を与えたため、重大な外交問題に発展することを懸念した新政府は事件の解決を急いだ。

事件当日、土佐藩は大坂裁判所から堺の警備を罷免され、隊員は大坂土佐藩邸への引き上げを命じられた。土佐藩は事件に関わった藩士から聞取りを行い、当日の夜には外国事務総督伊達宗城（宇和島藩主）へ報告した。

報告を受けた伊達は外国事務総督東久世通禧と外国事務局判事五代友厚をフランス公使館へ説明に向かわせたものの、面会はできなかった。またイギリス公使パークスと事件の対応について協議し、事態収拾の道を探った。しかし、土佐藩の報告だけでは事態を把握できず、東久世通禧は五代友厚を伴い堺へ向かった。事件を目撃していた人物から直接聞き取りを行うとともに、遺体探索を行った。引き揚げられた遺体はフランス軍艦に届けられ、遺体は神戸の外国人墓地に埋葬された。

カ. 堺事件の処理

2 月 19 日、フランス公使ロッシュは伊達宗城宛てに事件の処置について五か条からなる要求を出す。要求では事件に関わった土佐藩隊長 2 名及びフランス人を殺害した者を全て事件現場で日仏両国の立会のもと斬首刑に処すること、賠償として土佐藩主は 15 万ドルを支払うこと、外国事務を掌る親王はフランス艦に出向き謝罪すること、土佐藩主がフランス艦に出向き謝罪すること、土佐藩が武器を携行して開港場を通行及び滞留することを厳禁することとし、これらを 3 日以内に履行するよう要求した。

新政府はフランス側の要求を承諾することによって、攘夷がさらに活発化することを懸念し、隊長両名のみ処刑をもって交渉したが、フランス側はこれを承諾しなかった。イギリス公使の助言もあり、2 月 22 日、新政府はフランス側の要求を受け入れた。同日、大坂裁判所から土佐藩に対し、隊長両名と兵隊 18 名を切腹に処する命が伝えられた。

フランス側の要求は両隊長とフランス人を殺害した者の処刑であったが、土佐藩の取調べは、隊員 66 名に対し発砲したか否かを申告させるものであった。取調べの結果、六番隊の 15 名、八番隊の 10 名から発砲したと申告があり、両隊長と両小頭を加えた計 29 名が処刑の対象となった。22 日、大坂裁判所からの命を受け、両隊長を除く 27 名の中から切腹する 18 名を決めるくじ引きが行われた。

23 日、妙國寺において処刑が行われることになった。当初、フランス側は要求どおり、事件現場である湊新地を主張したが、交渉の末に妙國寺となった。日本側は外国事務局 2 名、肥後・安芸両藩 2 名、土佐藩家老等、フランス側はデュプレクス号艦長と数名の将校、フランス将兵 20 名余りが立ち会った。切腹は午後 4 時から始まり、夕やみ迫る 12 人目の橋詰愛平に及んだ時、

【】：構成要素番号（第 3 章）

フランス側から切腹中止が要請された。12人目以降の切腹中止について日本側の史料では割腹の有様にフランス人が戦慄したためとされるが、フランス側の史料では、安全のため日没までに帰艦する必要があったことや文明国としての節度を示すためであったとされる。残りの9名は一旦謹慎となり、25日大坂へ引き揚げた。30日、9名は流罪となり、国許の土佐へ帰された。11名の遺骸は妙國寺北隣の宝珠院境内に埋葬され、土佐藩主により11基の墓碑が建立された。

2月24日、外国事務局督の山階宮晃親王が伊達宗城を伴いフランス艦に赴き、謝罪した。翌25日には土佐藩主山内豊範もフランス艦に出向いて謝罪し、賠償金を支払った。こうしてフランス側の要求を速やかに実行することによって、事件は終結した。

キ. 戦前の顕彰

事件後、切腹した土佐藩士には同情が集まるとともに、生き残った9名を納める予定であった大甕は、強運にあやかろうとする人々にもてはやされた。「今度堺で土佐の攘夷が大当たり」という「よかよか節」の俗謡まで流行した。

明治6・7年(1873・1874)頃には宝珠院住職によって、現在の墓石が建立された。切腹する12人目であった橋詰愛平は土佐に帰郷するも意気阻喪と暮らし、明治22年(1889)、病死した。橋詰を慰霊するため、有志によって宝珠院の11基の墓石の隣に小さな墓碑【1-12】が建てられた。墓碑には11基と同様に慶応4年2月23日の死亡日が刻まれている。

妙國寺では土佐藩士が切腹した場所に仏舍利塔が建てられた。フランス公使の抗議により一度は撤去したが、明治15年(1882)に許可を得て、再び設置された。

明治23年(1890)に宝珠院を訪れた生き残り組の一人、土居八之助は荒廃した墓所に心を痛め、明治37年(1904)、土佐出身政治家の谷干城等と土塚【5】や玉垣【6】を建てるなど墓域を整備し、忠烈碑【22】を建てた。土居は事件の顕彰記録の執筆を箕浦らと顔見知りでもあった佐々木甲象に依頼し、『泉州堺土藩士列挙実紀』を刊行した。さらに、靖国神社への合祀を求め、陳情活動を繰り返したが、フランスへの配慮から実現しなかった。明治40年(1907)、日仏協約が締結され、両国の友好関係が構築され始めた。大正3年(1914)、森鷗外の『堺事件』が出版されるなど、文学作品や講談、演劇等を通じて、事件は広く知られるようになる。

大正6年(1917)、全国各地で幕末に倒れた人々を慰霊する戊辰戦争50年祭が行われ、堺においても在阪在堺の土佐出身者を中心に5月20日から3日間にわたって妙國寺烈士50年祭が執り行われた。法要とあわせて、山内侯爵家及びフランス大使館の寄付により、フランス将兵11名の慰霊碑【14】が宝珠院の境内に建てられた。

日仏両国の関係改善にともない、大正9年(1920)4月、土佐藩士11名は靖国神社への特別合祀が認められた。宝珠院や妙國寺など堺事件のゆかりの地を訪れる観光客も増加し、堺市は大正13年(1924)と事件後60年となる昭和3年(1928)に、事件の発生現場付近に標柱石【35】や顕彰碑【34】を建てた。

玉垣の前には昭和2年(1927)に高知市有志によって石鳥居【11】、昭和4年(1929)に石

【】：構成要素番号(第3章)

燈籠【13】が有志によって建てられた。昭和5年（1930）には高知県出身で宝珠院檀徒総代の古巻重政氏等【18】によって「土佐十一烈士墓遺跡復興会」が組織され、昭和7年（1932）、荒廃していた墓地や境内が整備された。昭和8年（1933）5月には復興会によって境内に烈士館が建設され、参詣者の休憩所や集会所にあてられた。さらに忠魂堂の建設を目指し、「堺事件土佐烈士遺跡復興会高知協賛会」が土佐史談会内に組織され、昭和8年秋に忠魂堂が建設された。

処刑場となった妙國寺と埋葬地となった宝珠院は、互いに反目していたが、昭和12年（1937）の70年祭を契機に烈士復興会と堺市役所が仲介して両寺が合同で70年祭を行うことになった。しかし、土佐を代表する郷土史家である寺石正路【11】に執筆を堺市が依頼した『泉州堺列挙』の記述を巡り、再び両寺の意見が分れた。宝珠院は2月23日に墓前祭を行い、25日には院内烈士館で「史実を語る会」を開催した。妙國寺は70回忌追善として土佐藩士の慰霊碑【30-1・30-5】とフランス将兵の慰霊碑【30-2】を境内に建立した。合同70年祭は中止となり、妙國寺は4月22日、宝珠院は4月23日にそれぞれ70年祭を行い、両日とも大阪府知事代理と堺市長らが参列した。

翌昭和13年（1938）2月、宝珠院から文部大臣宛てに「土佐烈士墳墓」の史蹟指定願が提出され、8月8日、史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき「土佐十一烈士墓」として史蹟に指定された【23】。さらに妙國寺からも境内を「土佐十一烈士殉難賜死之所」として史蹟指定するよう史蹟指定申請書が昭和19年（1944）2月1日に提出された。時局を反映し、史蹟指定の理由は「死ヲ以テ國ニ報セルハ末代皇民ノ龜鑑ナリ」とされたが、指定には至らなかった。

明治22年	1889	12人目の橋詰愛平の墓碑を建立【1-12】
明治25年	1892	土居八之助が靖国合祀を陳情
明治26年	1893	佐々木甲象『泉州堺土藩士列挙実紀』刊行
明治36年	1903	標柱石【27】設置
明治37年	1904	土居八之助・谷干城等が墓域を整備し【5・6】、忠烈碑を建立【22】
明治40年	1907	日仏協約締結
大正3年	1914	森鷗外『堺事件』刊行
大正6年	1917	妙國寺烈士50年祭開催 フランス将兵11名の慰霊碑建立【14】 手洗【15】・標柱石【26】設置
大正9年	1920	土佐藩士11名の靖国神社への特別合祀が認められる
大正13年	1924	事件発生現場付近に標柱石設置【35】

【】：構成要素番号（第3章）

顕彰の経緯 1

昭和2年	1927	玉垣前に高知市有志が石鳥居を建立【11】
昭和3年	1928	事件後60年を記念して事件発生現場付近に顕彰碑建立【34】
昭和4年	1929	玉垣前に有志が石燈籠を建立【13】
昭和5年	1930	「土佐十一烈士墓遺跡復興会」設立、標柱石【29】設置
昭和7年	1932	墓地・境内の再整備
昭和8年	1933	烈士館建設 「堺事件土佐烈士遺跡復興会高知協賛会」設立・忠魂堂建設
昭和12年	1937	宝珠院・妙國寺にて70年祭開催 70回忌慰霊碑を妙國寺境内に建立【30-1・30-2・30-5】 寺石正路『明治元年土佐藩土泉州堺列挙』刊行【11】
昭和13年	1938	宝珠院「土佐十一烈士墓」史蹟指定【23】 古巻重政翁顕彰碑建立【18】
昭和14年	1939	史蹟標柱石【23】設置
昭和15年	1940	顕彰碑【16】建立
昭和16年	1941	慰霊碑【30-4】建立
昭和19年	1944	妙國寺「土佐十一烈士殉難賜死之所」史蹟指定申請書提出
昭和43年	1968	明治百年記念に伴い土佐十一烈士墓の花立更新【4】、妙國寺境内に記念碑建立【31】 市民会館で土佐十一烈士100年祭開催
平成4年	1992	大岡昇平『堺港攘夷始末』刊行
平成30年	2018	明治維新150年に伴い特別公開を実施 「堺事件を語り継ぐ会」設立 堺事件を語り継ぐ会「第1回堺事件から150年記念式典」開催 堺市立図書館「堺事件150年」開催 高知県立歴史民俗資料館「堺事件-150年の時を経て-」開催 文化財特別公開（春季・秋季）の公開箇所を追加 堺台場研究会「開国後の大阪湾と御台場」開催
令和元年	2019	堺事件を語り継ぐ会「第2回堺事件から150年記念式典」開催
令和2年	2020	堺事件を語り継ぐ会「第3回堺事件から150年記念式典」開催

【】：構成要素番号（第3章）

顕彰の経緯2

ク. 戦後の顕彰

第二次世界大戦の空襲により堺の街は広範囲にわたって焼失し、宝珠院・妙國寺ともに全焼した。昭和24年(1949)、宝珠院境内に宝珠学園幼稚園が開園し、指定地の周囲は園庭となった。

昭和43年(1968)、明治百年記念に伴い堺市は市内史跡整備を実施した。土佐十一烈士墓では花立【4】を更新し、堺事件発生現場や妙國寺境内においても整備や補修工事、記念碑建立等【31】を行った。あわせて市民会館では土佐十一烈士百年祭が開催され、宝珠学園幼稚園の園児たちも舞台に上がった。

平成30年(2018)、明治維新150年を顕彰する機運が全国的に盛り上がるなか、1月から3月にかけて開催した土佐十一烈士墓の特別公開には500名を超える見学者が訪れた。また、堺事件を史実として精緻に検証した展示や講演会が堺市と高知県の双方で開催され、膨大な資料から客観的に事件を捉える取組みが活発化している。

平成30年には堺市民により「堺事件を語り継ぐ会」が結成された。土佐藩士が切腹したに2月23日に妙國寺で法要と講演会が開催され、高知県からも関係者が参加するなど堺事件を通して交流が広がっている。また、堺市民による堺台場研究会も堺事件と堺台場に関するシンポジウムを行い、幕末の堺に関する研究も進みつつある。

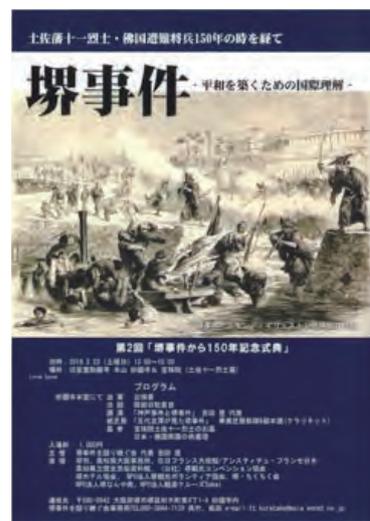
【】：構成要素番号(第3章)



堺市立中央図書館
郷土資料展「堺事件150年」
平成30年2月3日～25日



高知県立歴史民俗資料館
平成29年度企画展「堺事件－150年の時を経て－」
平成30年1月20日～3月25日



堺事件を語り継ぐ会
「堺事件から150年記念式典」
平成31年2月23日



「堺妙国寺土州勇士ノ墓」
 明治36年（1903）以前か
 （国際日本文化研究センター所蔵）



『堺大観』六
 「土州十一士の墓」
 明治36年（1903）頃
 （堺市立図書館所蔵）



「堺名所絵葉書
 堺土州十一之墓」
 年不詳
 （堺市立図書館所蔵）



「土佐十一烈士の墓」
昭和5年（1930）以前
（堺市立図書館所蔵）
『堺市史』第7巻（昭和5年）



「土佐十一烈士墓」
昭和46年（1971）以前
『堺の文化財』（昭和46年）



「土佐十一烈士墓」
平成10年（1998）頃か

(4) 指定地の状況

A 指定地の現況

指定地は現在、宝珠学園幼稚園内にあり、幼稚園の園庭の一部にあたる。指定地は接道していないが、指定地を含む市有地は東側で市道に接し、フェンスと門扉が設置されている。門扉は通常施錠しているため、指定地へのアプローチは幼稚園の正門から園庭を通過する動線となる。

指定地内は墓石や土塀、玉垣など指定当時の原位置を保っている。指定地周辺は石鳥居や石燈籠が原位置とは若干異なるほか、敷石も園庭に埋もれるなど、指定当時とは景観が異なっている。



指定地の現況

B 指定地の土地所有および公有化の経緯

指定面積は17坪3合4勺（約57.22㎡）、現在は全て市有地である。指定当時は民有地であったが、昭和54年（1979）に所有者の宝珠院と堺市の間で土地交換契約を締結し、指定地を市有地とした。

C 保存の経緯

土佐十一烈士墓では墓石の経年劣化や自然災害に応じ、これまで保存修復が重ねられてきた。戦後以降、史跡指定地及び指定地周辺における保存修復の履歴は、以下のとおりである。

昭和 41 年	1966	宝珠院住職により解説板設置（指定地外）【20】
昭和 42 年	1967	墓石保存修復（昭和 42 年度国庫補助金交付申請あり、事業実施不明）
昭和 43 年	1968	明治百年記念に伴う市内史跡整備【4】
昭和 45 年	1970	墓石保存修復【1】 <ul style="list-style-type: none"> ・空洞音がする部分にエポキシ樹脂を注入充填（クラック等の注入口がない場合はドリルで穴を開ける） ・クラックやドリルの穴を充填材、顔料を混練したエポキシ樹脂で塞ぐ ・墓石全面の強化と見場を良くするためにエポキシ樹脂を塗布し、砂を表面に撒いて付着させる
昭和 54 年	1979	土地交換契約締結 <ul style="list-style-type: none"> ・堺市提供物件 堺市宿屋町東 3 丁 52 番地 宅地 143.80㎡ ・宝珠院提供物件 堺市宿屋町東 3 丁 536 番の内 墓地 143.80㎡
平成 7 年	1995	兵庫県南部地震による滅失・き損等届（法 95-5、法 33 を準用） <ul style="list-style-type: none"> ・土塀屋根瓦 1 枚落下、壁に約 50cm幅にわたる剥落、石垣に隙間 平成 7 年度国庫補助事業（災害復旧）
平成 9 年	1997	墓石の剥落に対する根本修復について検討【1】
平成 10 年	1998	覆屋・石垣・樹木・出入口確保等について検討
平成 12 年	2000	史跡土佐十一烈士墓土塀修復【5】
平成 14 年	2002	宝珠院住職により門扉設置（指定地外）【9】
平成 28 年	2016	文化庁文化財調査官（整備部門）視察・助言 奈良文化財研究所保存修復科学研究室視察・助言 箕浦隊長墓石保存修復（子孫の要望・寄附）【1-1】 <ul style="list-style-type: none"> ・石面浄化（昭和 45 年樹脂補修跡の除去、泥・苔・地衣類等の除去） ・石材強化剤含浸（強化剤 OM25 ドイツ・ワッカー社原料） ・反応養生及び修復 （修復材料 エポキシ系接着剤 アラルダイト 2012・エピクロン 855・HY837、エポキシ系充填剤 K モルタル、岩絵具） <ul style="list-style-type: none"> ・石材撥水剤含浸（石材撥水剤 290 ドイツ・ワッカー社製）

【】：構成要素番号（第 3 章）

保存の経緯 (1)

平成 30 年	2018	<p>保存活用計画策定に着手</p> <p>大阪北部地震によりブロック塀撤去およびフェンス設置（指定地外）</p> <p>フェンス設置に伴い顕彰碑を移設（指定地外）【18】</p>
令和元年	2019	<p>史跡土佐十一烈士墓等保存修復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箕浦墓、橋詰墓を除く 10 基の墓石及び顕彰碑 1 基の保存処理【1-2～11】【22】 ・令和元年度国庫補助事業（墓石 10 基のみ） ・石面浄化（昭和 45 年樹脂補修跡の除去、泥・苔・地衣類等の除去） ・石材強化剤含浸（強化剤 OM25 ドイツ・ワッカー社原料） ・反応養生及び修復 （修復材料 エポキシ系接着剤 アラルダイト 2012・エピクロン 855・HY837 エポキシ系充填剤 K モルタル、岩絵具） ・石材撥水剤含浸（石材撥水剤 290 ドイツ・ワッカー社製） <p>史跡土佐十一烈士墓現地測量、令和元年度国庫補助事業</p> <p>文化庁文化財調査官（史跡部門）視察・助言</p>

【】：構成要素番号（第 3 章）

保存の経緯（2）

第3章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

慶応4年（1868）、堺を警備していた土佐藩士は、堺港から上陸してきたフランス将兵を殺傷した。国際関係の悪化を恐れた明治政府は、事件に関わった土佐藩士に切腹を命じ、箕浦隊長以下11名が切腹し、宝珠院境内に墓碑が建立された。

史跡土佐十一烈士墓は、攘夷から開国和親へと政府の外交方針の転換期に生じた事件を伝える墓であるとともに、明治時代以降、様々な顕彰活動によって整備され、現在まで大切に守られてきた墓として重要である。

第2節 新たな価値評価の視点

土佐十一烈士墓は史跡指定から80年以上が経過し、その間に堺事件に関する研究も進展した。指定説明文にはフランス将兵が「禁ヲ犯シテ上陸狼藉」に及んだとされるが、近年の研究成果では、当時の堺は外国人の遊歩許可区域に含まれていたことや、測量のためにフランス人が堺港に来航することが事前に堺を治めていた土州役所（土佐藩）に伝えられていたこと、また上陸したフランス将兵と堺の人々の交流を示す史料もあり、指定説明文に記される事件の経過と史実は異なる可能性が高い。

このように研究の進展によって、事件の詳細な経過等は今後さらに明らかになっていくと考えられるが、土佐十一烈士墓が堺事件という開国期の騒乱を象徴する外交事件の当事者の墓であり、明治時代に整備された墓としての評価は指定当時から現在まで通底する史跡の本質的価値として捉えることができる。

堺事件に関しては明治時代以降、切腹した土佐藩士に対する様々な顕彰が行われてきた。戦前の顕彰は時局に応じた国威発揚に基づくものが多いなか、大正6年（1917）、フランス将兵犠牲者の慰霊碑が土佐十一烈士墓に隣接して建立された。昭和12年（1937）にも土佐藩士とフランス将兵の一对の慰霊碑が妙國寺境内に建立された。土佐藩士だけでなくフランス将兵の犠牲者に対しても同様に慰霊していたことは、当時の国際関係の一端を示すものとして重要である。

また近年、近代遺跡を史跡指定する取組が活発化しているが、昭和13年（1938）に指定された土佐十一烈士墓は近代遺跡の中で指定年月日が最も古く、近代遺跡史跡指定の嚆矢とも評価できる。

第3節 構成要素の特定

指定説明文によると、宝珠院住職が建てた11基の墓石、その後谷干城等が墓域を整備して建てた土塀や玉垣、12人目の橋詰の墓石が指定に値する価値があるものとして挙げられており、これらを史跡の本質的価値を構成する要素として位置付ける（A-1）。指定図面に記載されていないものの、指定地内にある墓所の整備など顕彰活動と関連するものを史跡の本質的価値と関連する要素として分類する（A-2）。

また指定地周辺にも堺事件の顕彰碑など史跡の本質的価値と密接に関わる要素がある。これらを指定地がある宝珠院地区と土佐藩士が切腹した妙國寺地区、堺事件の発生現場である堺旧港地区に分けて整理する（B-1）。なお、指定地に隣接する市有地にあり、本質的価値とは関わらない要素も史跡の保存や整備に影響を及ぼす可能性があるため、その他の要素として列記した（B-2）。

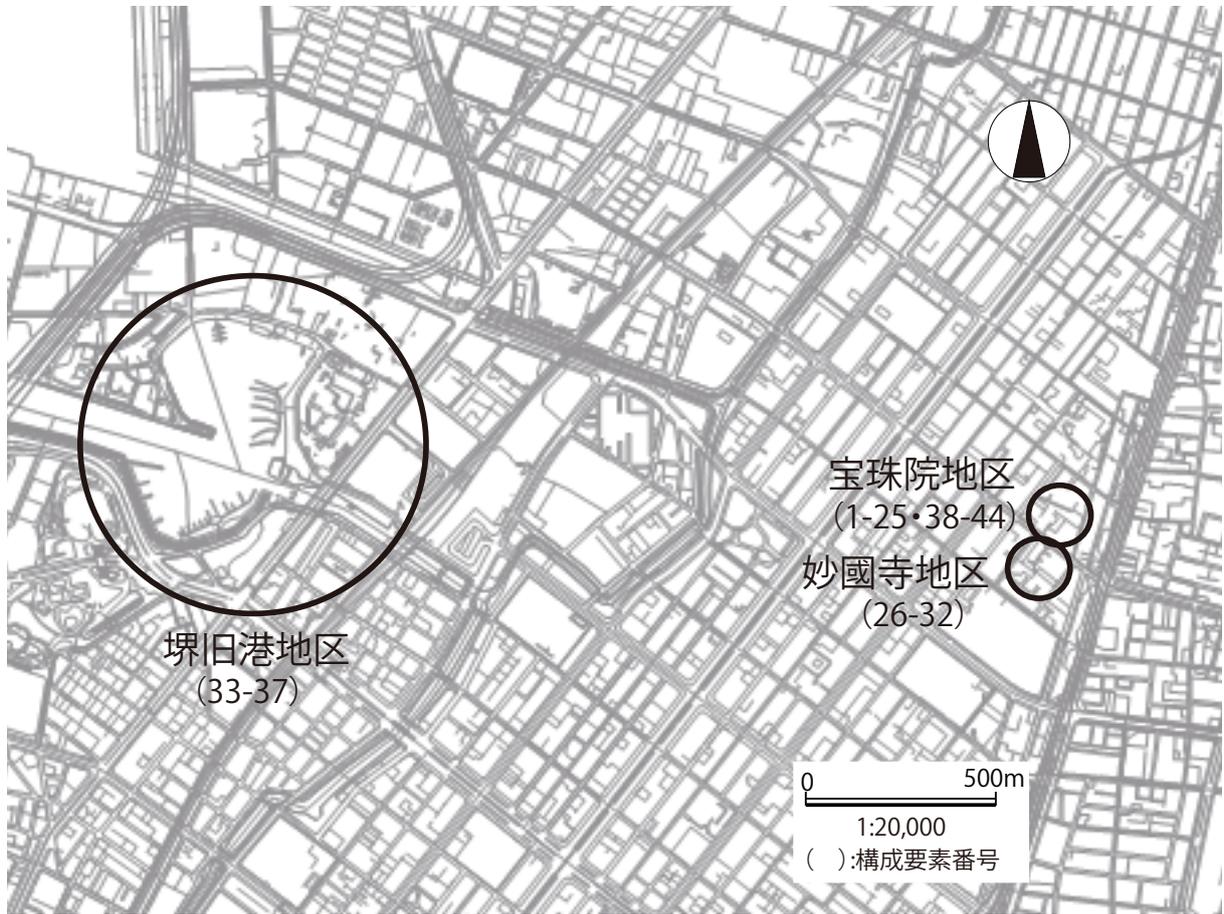
A 史跡指定地内の構成要素

	構成要素（構成要素番号）
A-1. 史跡の本質的価値を構成する要素 （指定図面に記載されているもの）	墓石（1）・台石組（2）・敷石（3-1）・花立（4-1）・土塀（5）・玉垣（6）
A-2. 史跡の本質的価値と関連する要素	敷石（3-2）・花立（4-2）・樹木（7）

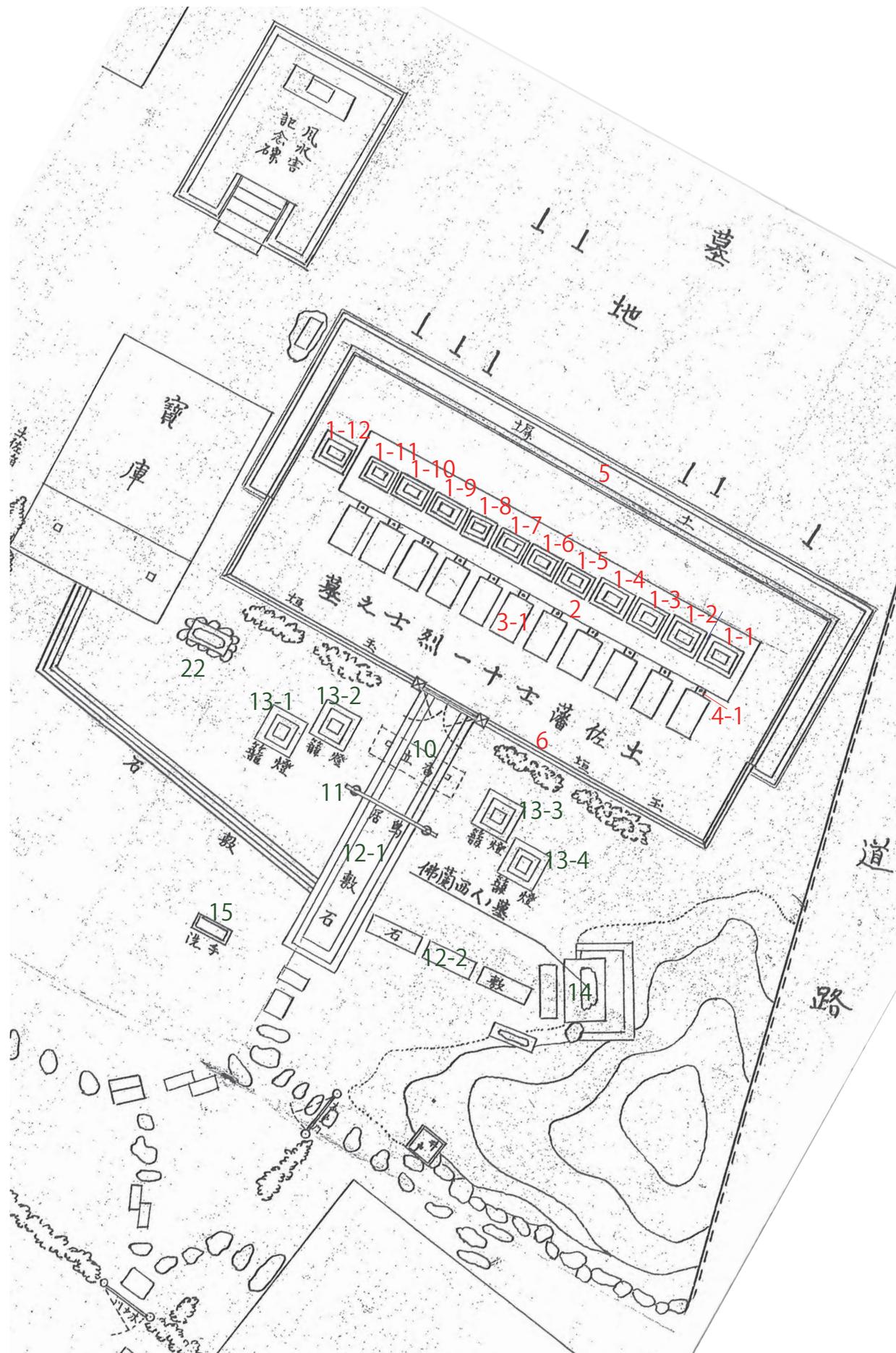
B 史跡指定地外の構成要素

	地 区	構成要素（構成要素番号）
B-1. 史跡の本質的価値と 関連する要素	ア. 宝珠院（8）	門扉（9）・香立（10・19）・石鳥居（11）・敷石（12）・石燈籠（13）・慰霊碑（14）・顕彰碑（16・18・22）・手洗（15）・標柱石（17・25）・解説板（20・24）・樹木（21）・標柱石（23）
	イ. 妙國寺（28）	標柱石（26・27・29）・慰霊碑（30-1,2,3）・顕彰碑（30-4,5・31・32）
	ウ. 堺旧港（33）	顕彰碑（34）・標柱石（35）・解説板（36）・堺台場跡（37）
B-2. その他の要素	ア. 宝珠院 （市有地）	フェンス（38）・門扉（39）・墓（40）・石組（41）・不動明王像（42）・祠（43）・遊具（44）

構成要素分類表



構成要素全体配置図



昭和 13 年史蹟指定願 添付図面

番号	名 前	銘文 (□：欠字)	法量・石材	現状
1-1	箕浦猪之吉 第六小隊司令	表面：文義院忠深元章居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐箕浦猪之吉源元章 行年二十五才	高さ：49.0cm 幅：24.7cm 奥行：17.0cm 和泉砂岩	表面上部・下部欠損 側面上部欠損 平成28年度保存修復実施
1-2	西村左平次 第八小隊司令	表面：義行院忠現代同居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐西村左平次源氏同 行年二十四才	高さ：54.0cm 幅：27.0cm 奥行：20.0cm 和泉砂岩	令和元年度保存修復実施
1-3	池上弥三吉 第六小隊小頭	表面：忠法光則居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐池上弥三吉藤原光則 行年三十八才	高さ：51.0cm 幅：26.0cm 奥行：18.0cm 和泉砂岩	表面下部欠損 大きく傾く 令和元年度保存修復実施
1-4	大石甚吉 第八小隊小頭	表面：忠山良信居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐大石甚吉藤原良侍 行年三十才	高さ：51.0cm 幅：26.0cm 奥行：18.0cm 和泉砂岩	表面・側面下部欠損 大きく傾く 令和元年度保存修復実施
1-5	杉本廣五郎 第六小隊	表面：忠岳義長居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐杉本廣五郎源義長 行年三十四才	高さ：48.0cm 幅：24.0cm 奥行：17.0cm 和泉砂岩	令和元年度保存修復実施
1-6	勝賀瀬三六 第六小隊	表面：忠速稠迅居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐勝賀瀬三六平稠迅 行年二十八才	高さ：49.0cm 幅：24.5cm 奥行：17.0cm 和泉砂岩	令和元年度保存修復実施
1-7	山本鏡助 第六小隊	表面：忠英利雄居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐山本鏡助源利雄 行年二十八才	高さ：49.0cm 幅：25.0cm 奥行：17.0cm 和泉砂岩	令和元年度保存修復実施
1-8	森本茂吉 第八小隊	表面：忠學重正居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐森本茂吉藤原重正 行年三十九才	高さ：48.0cm 幅：25.0cm 奥行：16.0cm 和泉砂岩	表面下部欠損 令和元年度保存修復実施

A-1. 構成要素一覧表 (1)

番号	名 前	銘文 (□：欠字)	法量・石材	現状
1－9	北代堅助 第六小隊	表面：忠固堅勝居 ^土 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐北代堅助 ^{源正勝}	高さ：48.0cm 幅：25.0cm 奥行：16.5cm 和泉砂岩	表面上部・下部・外縁欠損 側面下部欠損 側面に行年記載なし 令和元年度保存修復実施
1－10	稲田貫丞 第六小隊	表面：忠應櫛成居 ^土 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐稲田貫丞藤原櫛成 行年二十八 ^才	高さ：49.0cm 幅：24.0cm 奥行：17.0cm 和泉砂岩	表面下部欠損 令和元年度保存修復実施
1－11	柳瀬常七 第六小隊	表面：忠相義好居 ^土 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐柳瀬常七藤原義好 行年二十六 ^才	高さ：49.0cm 幅：24.0cm 奥行：16.5cm 和泉砂岩	表面下部欠損 令和元年度保存修復実施
1－12	橋詰愛平	表面：橋詰愛平記有道 側面：慶応四辰年二月廿三日 行年四十一才 裏面：施主 河内藤井寺村 藤田藤吉 大阪 小林重吉	高さ：48.0cm 幅：24.0cm 奥行：16.0cm 花崗岩	

A-1. 構成要素一覧表 (2)

1-1. 箕浦猪之吉墓



1-2. 西村左平次墓



1-3. 池上弥三吉墓



A-1. 墓石詳細写真(1)

1-4 大石甚吉墓



1-5. 杉本廣五郎墓



1-6. 勝賀瀬三六墓



A-1. 墓石詳細写真 (2)

1-7. 山本鍬助墓



1-8. 森本茂吉墓



1-9. 北代堅助墓



A-1. 墓石詳細写真 (3)

1 - 10. 稲田貫亟墓



1 - 11. 柳瀬常七墓



1 - 12. 橋詰愛平墓



A - 1. 墓石詳細写真 (4)

A-1. 史跡の本質的価値を構成する要素（2～6）

番号	構成要素	法量	員数	備考	指定図面の記載 指定後の移動
2	台石組	長さ：8.3m 奥行：1.2m 高さ：63.0cm	1		記載あり 移動なし
3-1	敷石	縦：74.0～ 76.0cm 横：52.0cm	11	11基の墓石前に設置	記載あり 移動なし
4-1	花立	幅：14.0cm 奥行：14.0cm 高さ：77.0cm	11	立方形、11基の墓石前に設置 箕浦墓前の花立のみ刻字あり 正面「明治百年記念建立 昭和四十三年十一月 高知県知事溝渕増巳」	記載あり 全て昭和43年に更新
5	土塀	高さ：1.6m 延長：18.8m	1		記載あり 移動なし
6	玉垣	高さ：1.0m 延長：13.8m	1		記載あり 移動なし

A-1. 構成要素一覧表（3）

A-2. 史跡の本質的価値と関連する要素

指定願図面に記載されていないものの指定地内にあり、墓所の整備など顕彰活動と関連するものとして、敷石、花立、樹木がある。

番号	構成要素	法量	員数	備考	指定図面の記載 指定後の移動
3-2	敷石	縦：42.0cm 横：68.0cm	1	門扉前に設置	記載なし
4-2	花立	直径：14.0cm 高さ：38.0cm	1	円筒形、橋詰愛平墓前に設置	記載なし
7	樹木		3	樹種：クスノキ	記載なし 指定願写真にはあり

A-2. 構成要素一覧表



指定地全景



2. 台石組・3. 敷石



4-1. 花立 (箕浦墓前)



4-1. 花立・4-2. 花立 (左端)



5. 土塀

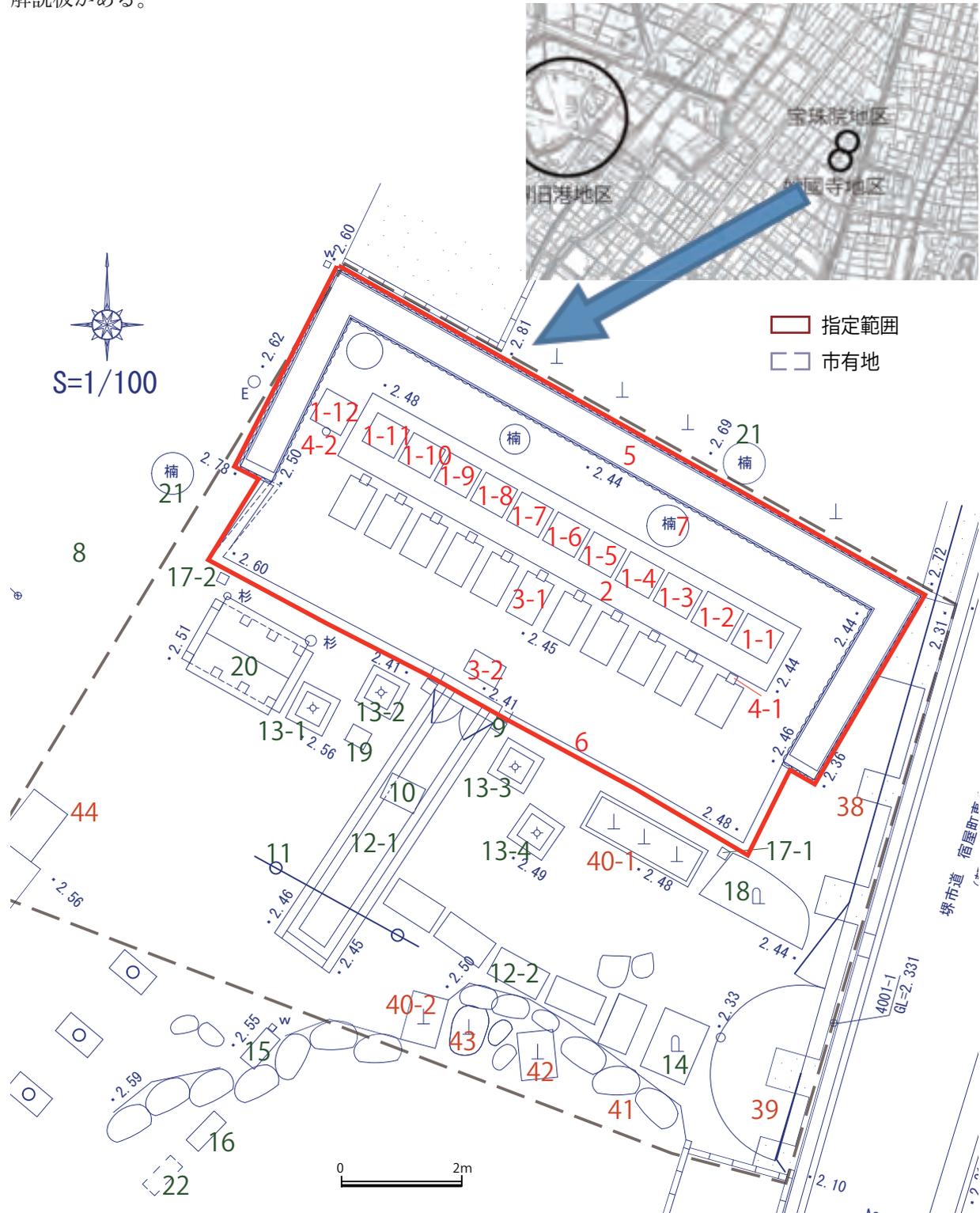


6. 玉垣

B 史跡指定地外の構成要素

B-1-ア 史跡の本質的価値と関連する要素 宝珠院地区

指定地外ではあるが、指定地に近接し、参道など指定地と一体的な景観を形成するものや、後世の顕彰活動によって建てられた香立、石鳥居、石燈籠、敷石、慰霊碑、顕彰碑、手洗、史跡の標柱石、樹木、解説板がある。



構成要素配置図

B-1-ア. 史跡の本質的価値と関連する要素 宝珠院地区 (8-22)

番号	構成要素	備考	指定図面の記載 及び指定後の移 動
8	宝珠院		記載あり
9	門扉	平成 14 年（2002）設置	記載なし
10	香立	「堺名所絵葉書」では玉垣の内側にあり	記載あり (覆屋あり) 移動あり
11	石鳥居	右「昭和二年九月高知市有志建之 發起人山本熊作 世話人土佐婦人會 寺石正路」 左「 高知県各中等学校 高知市各小学校 高知市各中学校 高知市各女学校」	記載あり 移動あり
12 - 1	敷石	土佐十一烈士墓への参道 一部埋没	記載あり 移動なし
12 - 2	敷石	佛蘭西兵士之碑への参道 一部埋没	記載あり 移動あり 敷石追加あり
13 - 1	石燈籠	正面「大阪 施主 柴清治郎」 右面「昭和四年七月建之」	記載あり 移動あり
13 - 2	石燈籠	台石正面「天活會社 大阪支店長 山川 吉太郎」	記載あり 移動あり
13 - 3	石燈籠	台石正面「有志六名」 台石左面「取次 中岡弥七郎」	記載あり 移動あり
13 - 4	石燈籠	正面「大阪 施主 柴清治郎」 左面「昭和四年七月建之」	記載あり 移動あり

B-1-ア. 構成要素一覧表(1)

番号	構成要素	備考	指定図面の記載及び指定後の移動
14	慰霊碑	正面「佛蘭西兵士之碑」 裏面「為 戊辰殉難仏蘭西海軍少尉候補生 シヤールピエール・ギーヨン外水兵拾名 大正六年五月 弔魂会建之」 『堺市史第7巻』812頁に碑文掲載	記載あり 移動あり
15	手洗	正面「大正六年 五月 清水 施主 堺男女理髪組合」 左面「發起者 柿本由松 佐々木音次郎 北崎□次郎 長井常次郎 八又千久」	記載あり 移動あり
16	顕彰碑	正面「土堤内清五郎ハ浪華義侠ナリ 大郎家頭歩兵頭取トシテ明治元年堺 事件ニヨリ壮烈皇國ニ殉ゼシ土佐十一烈士 ガ埋葬ノ所ヲ得ナリシニ義憤ヲ發シ百方 盡力□レ□當寶珠院ニ□ムソノ節義 任侠ハ永ク世ニ得述スベキモノ也 裏面「昭和十五年六月一日建之 現住新丸□寶代 発願主同村平兵衛 遺族男土堤内長次郎 孫□ 清五郎 □ 長四郎 □ 富五郎」	記載なし
17-1	標柱石	正面「史蹟境界」	記載なし
17-2	標柱石	正面「史蹟」 下半埋没	記載なし

B-1-ア. 構成要素一覧表(2)

番号	構成要素	備考	指定図面の記載及び指定後の移動
18	顕彰碑	<p>正面「古巻重政翁之碑」</p> <p>裏面「古巻重政翁ハ土佐人ナリ夙ニ勤王ノ志厚ク莊ニシテ国事ニ奔走シ和漢ノ志士トナリ貢獻実ニ勤カラス一朝大ニ感スル所アリ志ヲ政治ニ断テ大阪ニ出テ実業ニ従事ス性剛直ニシテ義侠ニ富ミ名利ヲ好マス天爵チ以テ本分トス一度決スレハ万難ヲ冒シ貫徹セナレバ止マス偶々翁当遺跡ノ大ニ敗頽セルヲ痛ク憂慮シ奮然起チテ四方有志ニ説キ復興会ヲ起シ理事長ニ挙ゲラレ東奔西走□日ナク五星霜ヲ重ネスレカ完成ト共ニ多年鬱積ノ諸難題モ悉ク解決ヲ告ケ英霊ヲ永ヘニ慰ム洵ニ之レ世道人心ヲ啓発スルコト大ニシテ特ニ此ノ非常時局ニ當リ其意義甚タ深シトス茲ニ本碑ヲ建テ厥ノ美德ヲ表彰ス</p> <p>昭和十三年十一月</p> <p>古巻重政翁記念碑</p> <p>建設会長 水口出世 』</p>	記載なし
19	香立		記載なし
20	解説板覆屋	宝珠院住職により昭和41年(1966)設置、解説板は老朽撤去	記載なし
21	樹木	樹種：クスノキ	記載なし
22	顕彰碑	<p>正面「嗚呼忠烈碑</p> <p>泉之妙國寺為土藩十一士殉國之地其</p> <p>忠憤義烈既耀于史簡土居翁盛義其死友也深既毅魂之不祀或著傳紀作院修墓碣而竭心力者幾乎三十餘年矣子爵谷干城君亦義之假力遺蹟之顯著由此已頃翁更樹碑以慰精靈題曰嗚呼忠烈碑予乃作銘</p> <p>嗚呼忠烈 神其在茲 殺身殉國</p> <p>式護皇基 死友之義 勒石傳之</p> <p>明治癸卯土佐滄宇田友譔并書」</p> <p>明治37年(1903)土居八之助建立</p> <p>『堺市史第7巻』811頁に碑文掲載</p> <p>令和元年度保存修復実施</p>	記載あり 現在、美原収蔵庫に保管

B-1-ア. 構成要素一覧表(3)

番号	構成要素	備考	指定図面の記載 及び指定後の移 動
23	標柱石	正面「史蹟 土佐十一烈士墓」 右面「昭和十四年三月建設」 左面「史蹟名勝天然紀念物保存法二依り 昭和十三年八月文部大臣指定」	記載なし
24	解説板	堺市設置	記載なし
25	標柱石	正面「土佐さむらいの墓所 北ノ辻東三丁寶珠院」 裏面「高知県有志」 右面「高知市有志」	記載なし

B-1-ア. 構成要素一覧表(4)



9. 門扉・10. 香立・11. 石鳥居・13. 石燈籠・19. 香立・20. 解説板覆屋・21. 樹木



12-1・2. 敷石



14. 慰靈碑



15. 手洗



16. 顕彰碑



17-1. 標柱石



17-2. 標柱石



18. 顕彰碑



22. 顕彰碑



24. 解説板



23. 標柱石

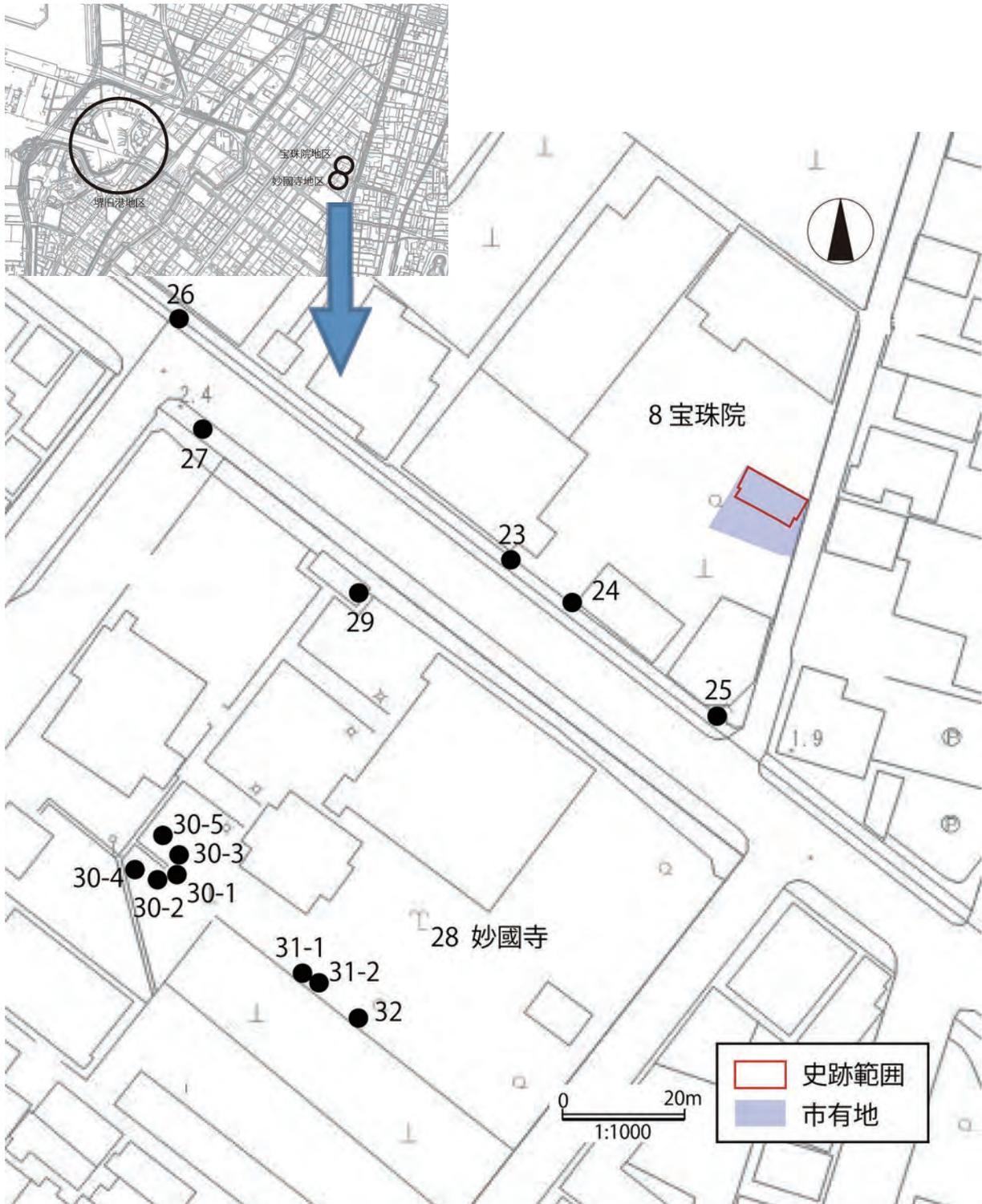


25. 標柱石

B 史跡指定地外の構成要素

B-1-イ. 史跡の本質的価値と関連する要素 妙國寺地区

妙國寺は土佐藩士 11 名が切腹した場所であり、多くの慰霊碑や顕彰碑が建てられている。



構成要素配置図

B-1-ア. 史跡の本質的価値と関連する要素 宝珠院地区 (23-25)

B-1-イ. 史跡の本質的価値と関連する要素 妙國寺地区 (26-32)

番号	構成要素	備考
26	標柱石	正面「戊辰 殉難 土佐十一烈士墓所」 裏面「大正六年五月弔魂会建之」
27	標柱石	正面「是より 東半丁 明治戊辰殉難土州藩士墓所」 右面「明治三十六年三月十五日 大澤徳平建之」 左面「左 とさのさむらいはらきりのはか」 裏面「左 名所金光寺藤の名神」
28	妙國寺	
29	標柱石	正面「開運 除役 宇賀徳正龍神鎮座 舊勅願所 本山妙国寺」 右面「明治元年戊辰妙国寺事件 土佐烈士殉難賜死之所」 裏面「昭和五年庚午十月廣普山四十一世日妙建設」

B-1-1. 構成要素一覧表(1)



28. 妙國寺

番号	構成要素	備考
30 - 1	慰霊碑	<p>正面上段「南無妙法蓮華經」</p> <p>正面下段「明治元戊辰年二月二十三日 殉難十一烈士 箕浦猪之吉 二十五才 西村左平次 二十四才 池上弥三吉 三十八才 大石甚吉 三十五才 杉本廣五郎 三十四才 勝賀瀬三六 二十八才 山本鋳助 二十八才 森本茂吉 三十九才 北代堅助 三十六才 稲田貫亟 二十八才 柳瀬常七 二十六才」</p> <p>右面下段「助命流罪□セラレシ九士 橋詰愛平 岡崎榮兵衛 竹内民五郎 横田辰五郎 土居八之助 垣内徳太郎 金田時治 武内彌三郎 川谷銀太郎」</p>
30 - 2	慰霊碑	<p>正面上段「佛國遭難将兵慰霊碑」</p> <p>正面下段「The moment of the French matyts」</p> <p>裏面「昭和十二年二月 本願主杉本國作 本山妙國寺四十一世慈宏院日妙代」</p>
30 - 3	慰霊碑	<p>正面「土佐藩十一烈士之英霊 管長日慎」</p> <p>裏面「為顕彰烈士之史蹟而祈念英霊之冥福 留旧碑於故地更之以新碑□ 別格山妙國寺四十四世僧正春信院日皓 遺蹟再修碑一式本願主杉本國作建之 昭和十八年三月」</p>

B-1-1. 構成要素一覧表(2)

番号	構成要素	備考
30 - 4	顕彰碑	正面「日本精神高揚 英霊不滅浄城 海軍大将 永野修身書」 右面「明治元年二月二十三日 土佐藩十一烈士殉難賜死之遺蹟」 背面「昭和十六年九月 當山四十一世権大僧正日妙代 本願主 杉本國作建之」
30 - 5	顕彰碑	正面「嗚呼殉難十一烈士 忠魂義魂長留此處 大阪府知事從四位勲三等安井英二書」 裏面「昭和十二年一月成 為烈士殉難七十年忌菩提 本山妙国寺四十一世 権大僧正 慈宏院日妙建之」
31 - 1	顕彰碑	正面「土佐十一烈士 百年祭記念植樹」
31 - 2	顕彰碑	右正面「明治元年二月二十三日堺警備の 任に殉してこのところに割腹した 土佐十一烈士の芳名を□□める」 中央正面「箕浦猪之吉 二十五才 西村左平次 二十四才 池上彌三吉 三十八才 大石甚吉 三十五才 杉本廣五郎 三十四才 勝賀瀬三六 二十八才 山本鍊助 二十八才 森本茂吉 三十九才 北代堅助 三十六才 稲田貫亟 二十八才 柳瀬常七 二十六才」 左正面「明治百年記念 昭和四十三年十月二十三日 堺市長 河盛安之介」
32	顕彰碑	正面「英士割腹跡」

B - 1 - 1. 構成要素一覧表 (3)



26. 標柱石



27. 標柱石



29. 標柱石



30-1 ~ 5. 慰靈碑・顕彰碑



31-1・2. 顕彰碑

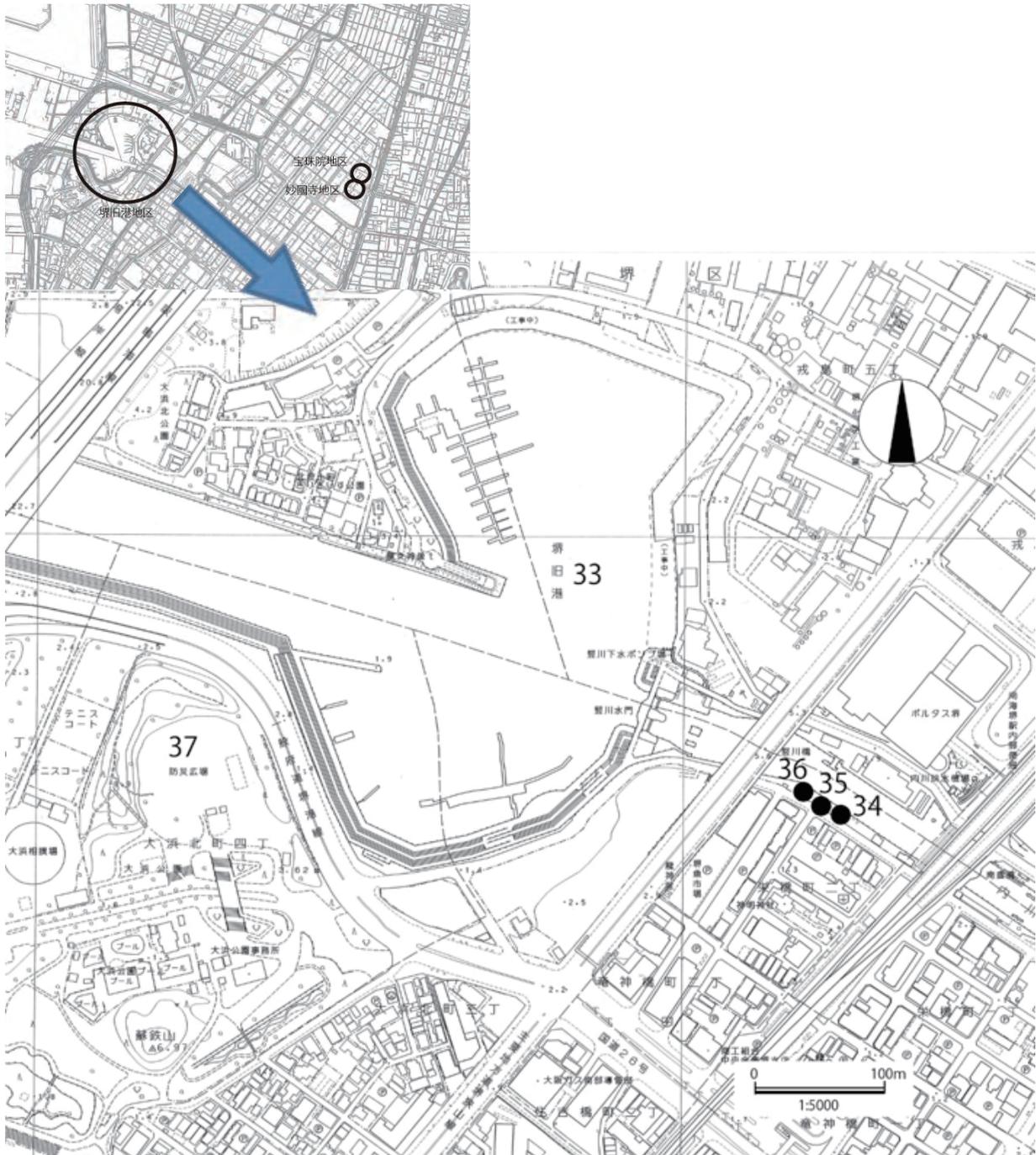


32. 顕彰碑

B 史跡指定地外の構成要素

B-1-ウ. 史跡の本質的価値と関連する要素 堺旧港地区

妙國寺は土佐藩士 11 名が切腹した場所であり、多くの慰霊碑や顕彰碑が建てられている。



構成要素配置図

B-1-ウ. 史跡の本質的価値と関連する要素 堺旧港地区 (33-37)

番号	構成要素	備考
33	堺旧港	
34	顕彰碑	<p>正面「土佐十一烈士</p> <p>明治元年正月土藩朝命ヲ奉シ六番歩兵隊長箕浦猪之吉ハ八番歩兵隊長西村左平次ヲ遣シ部下ヲ率キテ堺ヲ警備セシム規律厳肅民其堵ニ安ンセリ二月十五日港外碇泊ノ佛艦水平上陸シテ狼藉ヲ極メ隊旗ヲ奪フニ至ル藩兵追テ海岸ニ至リ其乗艇シテ短銃ヲ乱□シ遠ク海上ニ遁レントスルヲ見テ連射十一人ヲ□ス佛公使事件ノ對償トシテ五條ヲ要求ス中ニ下手人斬首ノ事アリ朝廷査問シ特ニ二十士ヲ擇ヒ死ヲ賜フ越テ二十三日妙国寺境内ニ於テ佛全権立会ノ上屠腹スル者十一人ニ及ヒ其状壯絶觀ル者戰慄ス佛人□去ル即チ餘士ノ□洪ヲ停ム佛人亦其助命ヲ請フアリ□テ諭シテ國ニ歸ラシム十一士ノ遺骸ハ埋メテ市内宝珠院ニ在リ春風秋雨六十年堺ノ民今ニ至ルマテ其義ヲ□シテ衰ヘス乃チ□謀リ記念碑ヲ建テ以テ英魂ヲ慰メントシ土佐ノ人亦聞テ賛同シ金ヲ□シテ之ヲ助ケ其成ルヤ光恵カ籍土佐ニ□スルヲ以テ求メテ縁由ヲ記セシムト云爾時ニ昭和三年二月二十三日ナリ</p> <p>伯爵田中光□篆額京都帝国大学名誉教授法学博士市村光恵撰川谷賢書</p> <p>裏面「在堺土佐人會ノ主唱ニ依リ之ヲ建ツ</p> <p>堺市長 森本仁平」</p>
35	標柱石	<p>正面「明治初年佛人擊攘之處」</p> <p>右面「大正十三年四月 堺市役所」</p>
36	解説板	堺市設置
37	堺台場跡	

B-1-ウ. 構成要素一覧表



33. 堺旧港



34. 顕彰碑・35. 標柱石・36. 解説板



34. 顕彰碑



35. 標柱石



36. 解説板

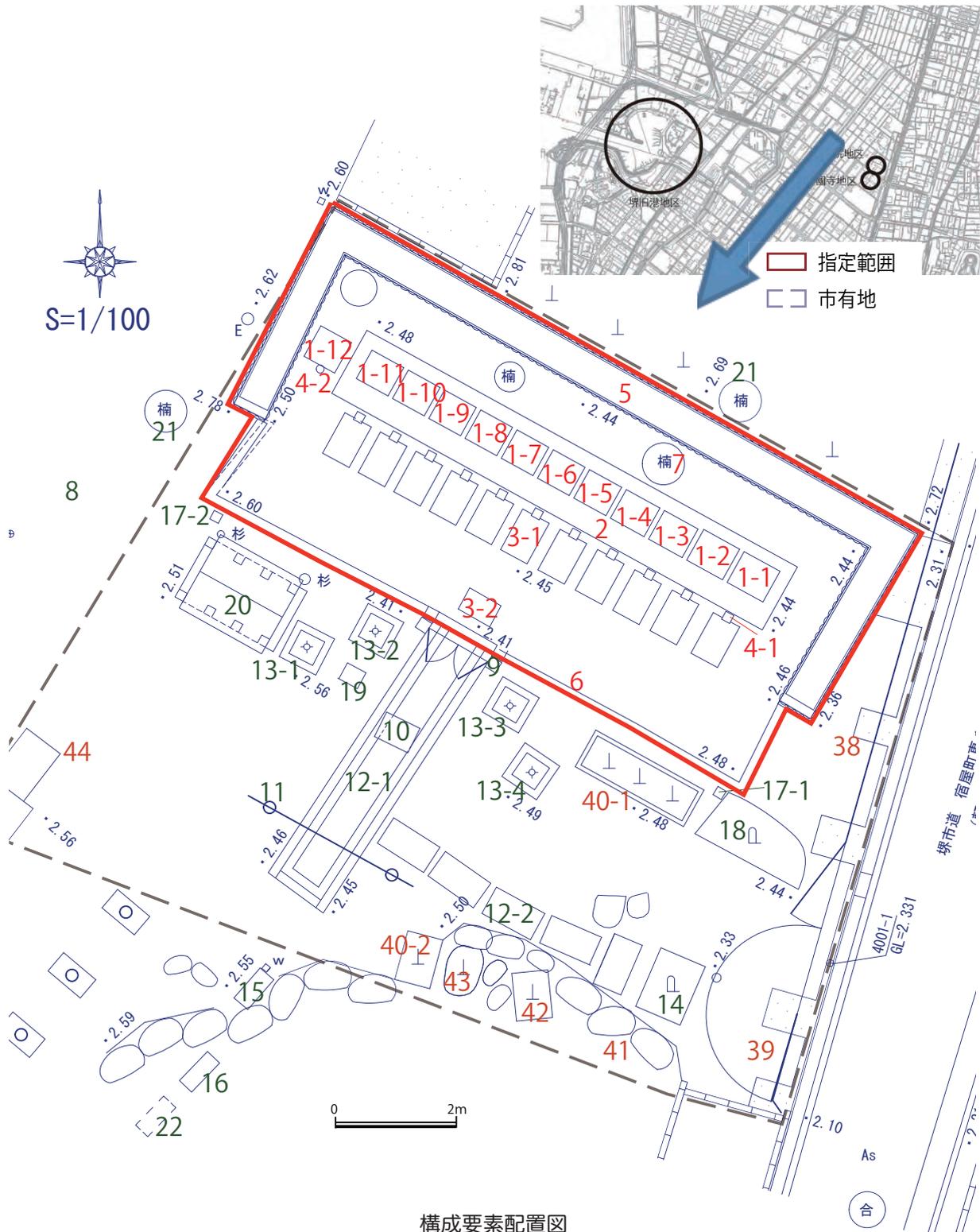


37. 堺台場跡

B 史跡指定地外の構成要素

B-2-ア. その他の要素 宝珠院地区 (市有地)

指定地の隣接地にあり、本質的価値とは関わらないが、史跡の保存や整備に影響を及ぼす可能性がある要素は次のとおりである。



構成要素配置図

B-2-ア. その他の要素 宝珠院地区 (38-44)

番号	構成要素	備考
38	フェンス	平成 31 年 (2019) 3 月設置
39	門扉	平成 31 年 (2019) 3 月設置
40 - 1	墓	宝珠院住職の墓
40 - 2	墓	宝珠院住職の墓
41	石組	
42	不動明王像	
43	祠	
44	遊具	

B-2-ア. 構成要素一覧表 (13)



38. フェンス・39. 門扉



40-1. 墓



40-2. 墓・41. 石組・42. 不動明王像・43. 祠



44. 遊具

第4章 現状と課題

第1節 保存管理

(1) 現状

指定地は全て市有地である。墓石や土塀・玉垣は指定当時の原位置を保っているが、墓石の劣化や土塀の亀裂、台石組の傾きなど全体的に経年劣化が認められる。樹木は樹冠が覆屋の役割を果たしている一面もある一方で、成長した樹木の根あがりによって土塀や台石組の保存に影響を及ぼしている。

指定地周辺は、昭和13年(1938)の指定当時は庭園のように墓所に至る敷石等が整備されていたが、第二次世界大戦の空襲により宝珠院は全焼した。昭和24年(1949)、宝珠院境内に宝珠学園幼稚園が開園すると、指定地周辺は園庭となり、現在に至っている。

(2) 課題

史跡の本質的価値を適切に保存する上で現状の課題として、構成要素ごとに以下の課題が挙げられる。

史跡指定地内	1. 史跡の本質的価値を構成する要素	墓石	<ul style="list-style-type: none"> 和泉砂岩製のため劣化しやすい 墓石表面の剥離、剥落が進行している
		台石組	<ul style="list-style-type: none"> 成長した樹木との接触や根あがりにより、歪みが生じている
		敷石	-
		花立	-
		土塀	<ul style="list-style-type: none"> 石垣に歪みが生じて土塀に亀裂が入り、漆喰剥落や瓦崩落など破損が生じている
		玉垣	<ul style="list-style-type: none"> 土塀との接続部において、ズレが生じている
	2. 史跡の本質的価値と関連する要素	樹木	<ul style="list-style-type: none"> 表土が流出し、根あがりを起こしている 樹勢の衰えにより幹が空洞化したものがある
史跡指定地外	1. 史跡の本質的価値と関連する要素	宝珠院地区	<ul style="list-style-type: none"> 成長した樹木が土塀に接触し、土塀や玉垣に悪影響を与えている 敷石が園庭に埋もれている



墓石の表面剥離・剥落



土塀の亀裂



墓石の傾斜・台石組の歪み



樹勢の衰え

第2節 活用

(1) 現状

指定地は宝珠学園幼稚園の園庭にある。園庭と市有地との境界には柵等がなく、幼稚園に出入りがきるため、恒常的な公開は行っていないが、宝珠学園幼稚園の協力のもと墓参や見学希望に対しては随時対応している。近年は春季と秋季の文化財特別公開に参加し、隣接する妙國寺とあわせて堺観光ボランティアが案内を行っている。特別公開の来場者数は天候により変動するが、公開開始当初と変わらず一定の来場があることが来場者数の推移から看取できる。

また、土佐藩士が切腹した2月23日には、市民を中心とする「堺事件を語り継ぐ会」が妙國寺において法要や講演会、現地案内を行っているほか、宝珠学園幼稚園においても烈士祭が行われ、園児たちが墓参している。

	平成30年度春季	平成30年度秋季	平成31年度春季	令和元年度秋季
人数	380人	550人	160人	415人
期間	4日間	4日間	3日間	4日間
1日あたり人数	95人	138人	53人	107人

文化財特別公開 来場者数の推移

(2) 課題

史跡の公開活用を行うにあたり、現状の課題は次のとおりである。

ハード面	<ul style="list-style-type: none"> 指定地が宝珠学園幼稚園の園庭にあるため、恒常的な公開ができない。 指定地前の解説板は老朽化により撤去されたままの状況である。 顕彰碑については解説がなく、事件後の歴史について解説が不足している。
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> 講座や展示等、普及啓発事業が少ない。 百舌鳥古墳群など他の史跡に比べて認知度が低い。 近隣文化財や関連文化財との関連付けが不足している。



指定地遠景

第3節 整備

(1) 現状

土佐十一烈士墓は史跡指定後、墓所の大規模な整備は行われていないが、墓石や土塀の保存修復は必要に応じて行われてきた。

墓石は昭和45年（1970）に保存修復されたが、その時に使用した薬剤が白色化したり、表面に付着させた砂が剥離するなど、墓石の劣化とともに修復箇所の劣化が目立つようになった。平成28年（2016）、箕浦猪之吉墓において昭和45年度に使用した薬剤や砂を除去した後石材強化と撥水処理等の保存修復を行った。残りの10基においても同様の保存修復を令和元年（2019）に実施した。

近年は地震による被害もあり、平成7年（1995）の兵庫県南部地震では土塀が一部損壊し、国庫補助事業として災害復旧を行った。平成30年（2018）には大阪北部地震を受け、指定地東側のブロック塀をフェンスに更新し、門扉を設置した。門扉設置により、園庭を經由せず道路から指定地へ至る動線が確保された。

(2) 課題

墓石を適切に保存管理するためには、墓石の経年劣化に対し、日常的な観察とともに定期的に撥水処理等の保存修復を行わなければならない。

また墓所としての性格を踏まえ、静粛な環境を維持しつつ、墓参や見学者を受け入れる整備を検討する必要がある。指定地周辺は幼稚園の開園や門扉の設置により、顕彰碑等が移設されたり、敷石が埋没するなど、指定当時の景観とは大きく異なっている。

第4節 運営体制

(1) 現状

指定地は全て市有地であり、維持管理は堺市が行っている。指定地は宝珠学園幼稚園内にあるため、恒常的な公開は行っていないが、墓参や見学希望には宝珠学園幼稚園の協力のもと、随時対応しているほか、春季と秋季の文化財特別公開時には堺観光ボランティア協会や妙國寺の協力を得ながら公開活用を行ってきた。さらに連携を強化し、公開活用を円滑に進めるため、堺市と堺観光ボランティア協会は令和元年10月15日付で「史跡土佐十一烈士墓の活用に関する協定書」を締結した。

(2) 課題

史跡を適切に保存するとともに、その価値を広く伝えるためには、宝珠学園幼稚園や妙國寺等の近隣関係団体や観光ボランティア等の市民団体の協力が不可欠である。関係団体と連絡を密にし、保存や公開活用に向けた意識を共有することが重要である。



観光ボランティアガイドによる案内



「堺事件を語り継ぐ会」実施の妙國寺における講演会と現地案内

第5章 大綱・基本方針

第4章で示した土佐十一烈士墓の課題を踏まえ、第3章で確認した史跡の本質的価値を保存し、確実に次世代に継承するための目標及び望ましい将来像を大綱として以下に示す。

○墓所の確実な保存

最適の方法を用いて墓石の劣化を防ぎ、良好な状態の墓所を次世代に継承する。

○開国期の歴史の伝承

開国期の騒乱を象徴する外交事件の当事者の墓である土佐十一烈士墓を通して、幕末の堺の歴史について理解を深める。

これらの目標を実現するための基本方針を「保存管理」、「公開活用」、「整備」、「運営」の項目に分けて以下に示す。

保存管理	<ul style="list-style-type: none">・墓石を適切に保存管理し、墓石の劣化を防ぐ・土塚や玉垣を適切に保存管理し、墓所の良好な状態を維持する
公開活用	<ul style="list-style-type: none">・宝珠学園幼稚園の安全を確保したうえで公開を行う・開国期の歴史を伝える史跡として普及啓発を行う・周辺の顕彰碑や関連遺跡と関連付けた活用を推進する
整備	<ul style="list-style-type: none">・定期的な保存修復を実施する・墓所としての静粛な環境を維持する・指定地周辺と一体的な景観を保全する
運営	<ul style="list-style-type: none">・宝珠学園幼稚園や妙國寺、市民団体等の協力を得て、最適な運営体制を維持する

第6章 保存管理

第1節 方向性

史跡土佐十一烈士墓は墓所が築造された後も様々な顕彰活動により整備され、今日の姿が形成されている。これらの顕彰活動も史跡の本質的価値に関連するものであり、顕彰活動の履歴も含めた史跡の保存が重要である。

昭和13年の指定願添付図面では、土塀と玉垣に囲まれた指定地だけでなく、指定地外にも墓所に至る墓道や石燈籠などが整備され、指定地外も含めて墓所空間が形成されていた。この空間構成は、堺事件後の顕彰活動による整備の一定の完成形を示すと考えられることから、昭和13年の指定当時の景観を参考にしながら保存管理を行うものとする。

第2節 方法

(1) 指定地内の保存管理方針

	構成要素	保存管理の手法
A-1. 史跡の本質的価値を構成する要素	墓石・台石組・敷石・花立・土塀・玉垣	<ul style="list-style-type: none">・墓石は定期的な観察を行い、劣化等の早期発見に努める。必要に応じて保存修復を行うとともに、定期的な撥水剤塗布など、適切な保存管理を行う。・台石組や敷石、花立は墓石と一体的に保存管理する。・敷石は見学の安全性を保つため、不陸の調整を行う。・土塀や玉垣は亀裂や傾き等がないか定期的に観察を行い、必要に応じて保存修復を行う。・墓石保護のため施設は、遺構保存や景観に十分配慮し、史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼさないように設置する。
A-2. 史跡の本質的価値と関連する要素	敷石・花立・樹木	<ul style="list-style-type: none">・樹木の根等が、史跡の本質的価値を構成する要素の保全を脅かす場合には、保全を優先する処置を行う。・敷石、花立は墓石と一体的に保存管理する。・敷石は見学の安全性を保つため、不陸の調整を行う。

指定地内の保存管理方針

(2) 指定地内における手続きを要する行為

指定地内で行われる行為のうち、文化財保護法に基づき手続きが必要とされるものは、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為とき損に伴う復旧行為である。維持管理行為、維持の措置又は非常災害時の応急措置については、手続が不要である。

現状変更のうち、軽微な現状変更に関しては文化庁長官から地方自治体(都道府県・市)に権限が移譲されている。

行為	申請・届出の手続	区分	根拠となる法律等
現状変更 保存に影響を及ぼす 行為	「現状変更許可申請」 申請許可制	国許可	・法第 125 条
		市許可	・法第 125 条 ・法第 184 条 ・法施行令第 5 条
き損に伴う復旧	「復旧届」 事前届出制		・法第 127 条
維持の措置 非常災害のための 必要な応急処置 軽微な保存に影響を 及ぼす行為	不要		・法第 125 条第 1 項ただし書 ・規則第 4 条

法：文化財保護法・規則：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する規則

指定地内における手続きを要する行為

(3) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び基準

A 取扱方針

史跡土佐十一烈士墓においては、史跡の適切な保存のため、原則として発掘調査等史跡の価値を学術的に把握するための調査を含む史跡の保存、整備、活用のための行為以外の現状変更は認めない。ただし、防災等公益上必要な行為については、史跡の保存に影響がない範囲で現状変更の許可申請の対象とする。

B 取扱基準

先に示した保存管理方針に基づき、現状変更等の取扱基準を次のとおり定める。

区分	内容	基準
文化庁長官への許可申請が必要 (法第 125 条)	発掘調査及び保存整備	遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。学術的調査の成果に基づく整備を行う場合は、その方法などを充分検討した上で行う場合について認める。
	墓石・台石組・敷石・花立・土塀・玉垣の保存修復	史跡の本質的価値を構成する要素の保存修復は、その方法などを充分検討した上で行う場合について認める。
	覆屋等の小規模建築物の新築、増築または改修	新築は原則認めない。ただし、覆屋など史跡の保存管理上必要な施設は、遺構保存や景観に十分配慮したものに限り認める。
	樹木の除伐（抜根を含む）・新植	史跡の本質的価値を構成する要素の保全を脅かす場合や枯損木は、除伐を認める。新たな植樹は原則認めない。
市教育委員会への許可申請が必要 (法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イ～チ、ロを除く)	イ) 2 年以内の期間限定の小規模建築物の新築・増築・改築	新築は原則認めない。ただし、史跡の保存管理上必要な施設は、遺構保存や景観に十分配慮したものに限り、認める。
	ハ) 工作物の設置・改修	史跡の保存管理上必要な施設の設置・改修は、遺構保存や景観に十分配慮したものに限り、認める。
	ニ) 史跡の管理に必要な施設の設置・改修	
	ホ) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置・改修	
	ヘ) 建築物等の除却	除却は認める。
	ト) 木竹の伐採	史跡の本質的価値を構成する要素の保全を脅かす場合や枯損木は、伐採を認める。
	チ) 史跡の保存のため必要な試験材料の採取	地質調査など史跡の保存管理上必要な場合のみ認める。

区分	内容	基準
許可申請が不要 (法第 125 条第 1 項ただし書)	維持の措置 (規則第 4 条)	原状回復（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状回復）
		き損の拡大防止のための応急処置
		き損かつ復旧不可能による除去
	非常災害のための必要な応急処置	
軽微な保存に影響を及ぼす行為		

法：文化財保護法・規則：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する規則
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

(4) 指定地外の保存管理方針

指定地外の保存管理は本計画の対象範囲外ではあるが、指定地に隣接する市有地には、墓所に至る墓道や石燈籠などが整備され、墓所としての空間が連続している。したがって、指定地外においても市有地に関しては保存管理の方針を次のとおり定め、史跡の本質的価値と関連する要素として史跡と一体的な保存を図る。

	地 区	構成要素	保存管理の方法
B-1. 史跡の本質的価値と関連する要素	宝珠院	門扉・香立・石鳥居・敷石・石燈籠・顕彰碑・手洗・樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地との一体的な墓所景観の創出に努める。 ・顕彰碑等を移設する場合は、指定図面にに基づき移設する。 ・史跡の本質的価値を構成する要素の保全を脅かす場合には、保全を優先する処置を行う。 ・必要に応じて保存修復を行う。
B-2. その他の要素	宝珠院 (市有地)	フェンス・門扉・墓・石組・不動明王・祠・遊具・樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の本質的価値を構成する要素の保全を脅かす場合には、保全を優先する処置を行う。 ・史跡の管理に必要なものを除く、移設や除却を検討する。

指定地外の保存管理方針

第7章 活用

第1節 方向性

史跡土佐十一烈士墓は開国期の堺の歴史を伝える史跡であるため、古墳や中世の自治都市だけでない豊かな堺の歴史を学ぶ場として活用する。ただし、指定地は宝珠学園幼稚園の園庭にあるため、宝珠学園幼稚園の安全を確保したうえで墓所としての性格を踏まえた公開を行う。堺事件の関連地や顕彰碑など史跡の本質的価値に関連する要素は指定地外に点在するため、これらと史跡を有機的に結び付けた活用を図る。

また、史跡は環濠都市に位置し、周辺には多くの文化財が点在することから、史跡の来訪者を周辺文化財に周遊を促し、地域の活性化につなげることを目指す。

第2節 方法

(1) 学校教育・社会教育における活用

見学には一定の制約がともなうが、解説板を宝珠学園幼稚園の外に設置するほか、パンフレット作成や学校で使用されている副読本への掲載、講演会の実施など多様な学習機会を提供し、幅広い世代に史跡の価値を伝える。あわせて、史跡の認知度を高めるため、観光関連のパンフレット掲載や調査成果に応じたHPの更新など情報発信も随時行う。堺観光コンベンション協会が実施する文化財特別公開（年2回）には、多くの観光客が訪れるため、継続開催に向けて協力する。

(2) 観光における活用

指定地は切腹した土佐藩士の墓所のみであるが、指定地外にもフランス将兵と土佐藩士が衝突した堺港や土佐藩士が切腹した妙國寺など堺事件関連地が点在する。明治時代以降、切腹した土佐藩士を追悼する人々によって墓所が整備されるとともに、事件後50年など節目の折々に墓所周辺や堺港、妙國寺には慰霊碑や顕彰碑が建立され、堺事件ゆかりの地を巡る人々のために標柱石が建てられた。堺港には土佐藩士がフランス側の反撃に備えて守備についた堺台場の土塁が今も良好に残るほか、文久3年（1863）に決起した尊皇攘夷派である天誅組の上陸記念碑や明治10年（1877）建設の史跡旧堺燈台がある。

土佐十一烈士墓を起点にこれらを巡ることによって、幕末から明治維新直後の動乱期の堺の歴史を知ることができる。古墳や中世の自治都市にとどまらない堺の豊かな歴史を学ぶ場として、ガイドツアーの設定や情報発信を行う。

第8章 整備

第1節 方向性

史跡土佐十一烈士墓の本質的価値を適切に保存するためには、定期的な墓石の保存修復や土塀等の適切な維持管理が不可欠である。墓石等の保存修復は実施前に有識者や専門家の指導・助言を仰ぎ、保存技術の進展に応じた最適な方法を検討する。

指定地およびその周辺は、墓所としての一体的な景観を保全するため、昭和13年（1938）の指定願添付図面に基づき整備を行う。

第2節 方法

（1）保存のための整備

和泉砂岩製の墓石の劣化は、砂岩に含まれる硫化鉄に起因すると考えられる。硫化鉄は酸素が遮断された環境においてのみ安定するため、墓石を野外に設置する限り、現段階では劣化防止は困難である。

当面の間は不動産としての史跡の性質を鑑み、現地に墓石をとどめた上で、現状維持を保存整備の目標とする。墓石の劣化進行を止め、現状を維持するため、日常観察による劣化の早期発見に努めるとともに、定期的な撥水处理（8～10年毎）や状況に応じて基質強化処理（20～30年毎）を行う。ただし、劣化防止が著しく困難な場合は、墓石を収蔵庫に保管し、現地にはレプリカを設置するなどの対策を講じる。劣化の定量把握やレプリカ作成に備え、3次元測量を行う。

台石組や土塀、玉垣の修復は、き損の原因、使用材料や工法の検討をした上で、修復を行う。台石組や土塀に接触し悪影響を及ぼしている樹木や枯損木は伐採する。

（2）活用のための整備

昭和13年の指定願添付図面に基づき、現在園庭に埋もれている敷石を顕在化させ、墓所に至る動線を明示する。すでに移設されている顕彰碑のうち、指定願添付図面と一致する顕彰碑は原位置に復する。

老朽化した解説板覆屋は撤去し、史跡の価値や顕彰活動を示す新たな解説板を景観に配慮した上で指定地外に設置する。

(3) 整備の手順

整備は史跡の保存上、緊急性の高いものや整備効果が高いものから短期整備として実施する。短期整備は本計画策定後、概ね10年間を対象とする。長期整備では目標とする史跡の姿に整え、価値を高めるための整備を実施する。長期整備のうち、早期に整備が可能となったものは状況に応じて柔軟に対応する。

なお、自然災害対応や防災整備は必要に応じて適宜実施し、墓石の保存修復は定期的実施する。

	短期整備 (R 2~ R 11)	長期整備 (R 12~)
目的	本質的価値を損なう状況や安全面の支障を早期に改善する	目標とする史跡の姿に整え、活用性を高める
項目	3次元測量の実施 台石組・土塀・玉垣の修復 支障木の除却 解説板の設置・更新 顕彰碑の移設	敷石の顕在化 顕彰碑の移設
	災害対応・防災整備は適宜実施 墓石の保存修復は定期的実施	

整備の手順

第9章 運営体制

第1節 方向性

維持管理や整備は所有者である堺市が行うが、見学者対応や特別公開など公開活用は、宝珠学園幼稚園や妙國寺ならびに堺観光ボランティア協会等と連携して実施する。これらの関係機関と史跡の適切な保存と活用に向けた意識を共有し、持続可能な運営体制の維持を目指す。

第2節 方法

(1) 堺市における体制

堺市は所管の文化財課が本計画に基づき、史跡の維持管理や整備を行う。保存修復や整備、計画策定等に関しては「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会」の指導・助言を仰ぎ、適宜文化庁や大阪府の指導・助言を受けるものとする。事業実施にあたっては、観光部局など庁内の関係部署と連携し、円滑な事業運営に取り組む。

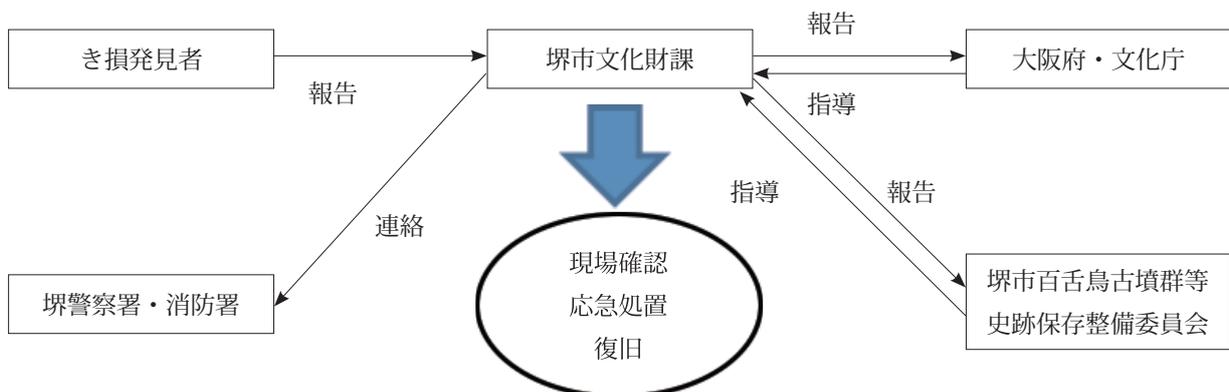
(2) 関係機関との連携

見学者対応や特別公開など公開活用は、これまでのとおり宝珠学園幼稚園、妙國寺、堺観光ボランティア協会と連携して実施する。特別公開やボランティア協会と締結している協定書の更新時には関係機関と協議を行い、公開活用の質を高めていくことが重要である。

また、「堺事件を語り継ぐ会」など史跡の価値に関連した情報発信を行っている市民団体と協力しながら、価値を広く伝える情報発信する。

(3) 緊急時の連絡体制

災害時や史跡のき損発見時等の緊急時の連絡体制は次のとおりとする。



第10章 施策の実施計画の策定・実施

史跡の本質的価値を適切に保存し、確実に次世代に継承するため、第6章から第9章で定めた保存管理・活用・整備・運営体制の方向性や方法の各項目について実施すべき施策の項目を定め、各項目の実施の目安については短期間に実施すべき施策と中長期的な展望の下に実施を展望すべき施策に区分し、以下の表のとおりとする。

	施策	短期目標	中長期目標
保存管理	史跡の日常的な維持管理	○	○
	現状変更に対する適切な処置	○	○
活用	解説板整備・パンフレット作製	○	
	観光パンフレットや学校教育副読本への掲載	○	○
	講演会の実施・HP更新	○	
	文化財特別公開やガイドツアー協力	○	
整備	墓石劣化に対する日常観察	○	○
	墓石の定期的な撥水処理や基質強化処理	○	○
	台石組・土塀・玉垣の修復	○	
	支障木の除却	○	○
	埋没敷石の顕在化		○
	顕彰碑の移設	○	○
運営体制	協定書に基づく公開運営体制の維持	○	
	関係団体の活動支援	○	

第11章 経過観察

第1節 方向性

今後は本計画の実現に向け、前章までに定めた施策を実施することになるが、定期的に実施状況について検証する必要がある。堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の指導のもと、検証結果を踏まえた事業の改善等を行い、よりよい史跡の保存活用を目指す。

将来的に史跡をとりまく環境や社会情勢に変化が生じた場合は、慎重な手続きを踏まえた上で本計画の部分的な修正または全面的な改訂を行うものとする。

第2節 方法

第10章で定めた実施すべき施策の項目について、実施状況の点検項目として以下の項目を定める。墓石については次ページの点検シートを使用する。

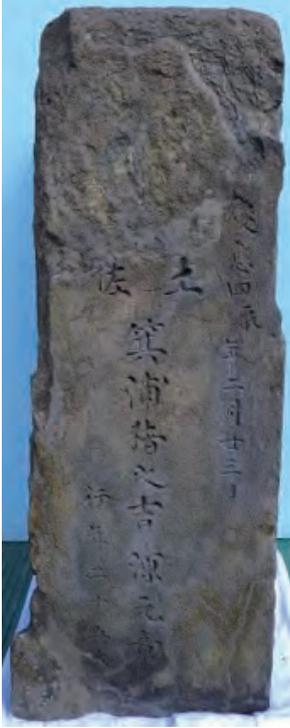
	点検項目	指摘事項
保存管理	墓石の劣化・剥落・傾き	
	台石組の傾き	
	土塀の亀裂・瓦の毀損	
	玉垣のズレ	
	樹勢の衰え・根あがり	
	現状変更に対する適切な処置	
活用	老朽化した解説板の更新	
	史跡紹介のパンフレット作成	
	観光パンフレットや学校教育副読本への掲載	
	講演会の実施・HP更新	
	文化財特別公開やガイドツアー協力	
整備	墓石の撥水処理や基質強化処理	
	台石組・土塀・玉垣の修復	
	支障木の除却	
	埋没敷石の顕在化	
	顕彰碑の移設	
運営体制	協定書に基づく公開運営体制の維持	
	関係団体の活動支援	

墓石点検シート（例）

墓石名 1-1 箕浦猪之吉墓

観察者

観察日時

正面	右側面
	
背面	左側面
	

参考文献

第2章 史跡の概要

23 頁 ア. 堺事件の背景 - 堺の治安

- ・堺市役所（1930）『堺市史』第3巻本編第3
- ・堺市史編纂室（1930）『堺市史史料』111 自治6 「土州候江鎮撫為御冥加献金差出候一件」
- ・堺市史編纂室（1930）『堺市史史料』111 自治6 「慶應戊辰年正月廿九日 鎮撫御政事役土州候献金控」
- ・高知県立歴史民俗資料館（2018）『堺事件 -150年の時を経て-』
- ・白神典之（2018）「堺事件とは何か -150年の時を超えて-」『フォーラム堺学 第24集』（公財）堺都市政策研究所

23 頁 イ. 堺事件の背景 - 開国の影響

- ・内閣記録局（1891）『法規分類大全』第一編「大阪表外国人貿易并に居留する規則」
- ・堺市史編纂室（1902）『堺法令類聚』11 行政7 慶応3年「（慶応四年）正月十三日御觸」
- ・大阪府（1971）『大阪府布令集』1 「一月二二日 外国人應對方 参謀」
- ・大阪府（1971）『大阪府布令集』1 「一月二五日 外国人に對スル非禮注意方 参謀」
- ・大阪府（1971）『大阪府布令集』1 「一月二七日 外国人ニ對スル心得方 外國事務局」
- ・後藤敦史（2018）「開国後の大阪湾と台場」『関西城郭サミット番外編お台場シンポジウム 2018 開国後の大阪湾と御台場』堺台場研究会
- ・白神典之（2018）「堺事件とは何か -150年の時を超えて-」『フォーラム堺学 第24集』（公財）堺都市政策研究所

25 頁 ウ. 堺事件前夜

- ・堺市役所（1931）『堺市史』第6巻資料編第3 「横田辰五郎手記堺事件記録」
- ・堺市史編纂室（1930）『堺市史史料』112 自治7 「御觸書寫 慶応四年」
- ・ジョン・レディ・ブラック（1976）『ヤング・ジャパン』3
- ・大阪市史調査会（1990）『維新时期大坂の役務記録 - 見聞記・幕末大坂雑記・慶応四年日録 -』大阪市史史料第30輯「幕末大坂雑記 二月十四日 フランス人来堺の通達」
- ・白神典之（2018）「堺事件とは何か -150年の時を超えて-」『フォーラム堺学 第24集』（公財）堺都市政策研究所

25 頁 エ. 堺事件勃発

- ・太政官（1929）『復古記』第二冊「土佐藩上申書」
- ・堺市役所（1930）『堺市史』第3巻本編第3（1930）
- ・堺市役所（1931）『堺市史』第6巻資料編第3（1931）「横田辰五郎手記堺事件記録」
- ・堺市史編纂室（1930）『堺市史史料』27 幕政25 「御觸并風説留慶応二年六月 同四年十一月」
- ・ジョン・レディ・ブラック（1976）『ヤング・ジャパン』3
- ・アーネスト・サトウ（1979）『一外交官の見た明治維新』下

- ・プティ・トゥアール (1993) 『フランス艦長の見た堺事件』
- ・白神典之 (2018) 「堺事件とは何か -150年の時を超えて-」 『フォーラム堺学 第24集』 (公財) 堺都市政策研究所

26頁 オ. 堺事件直後の対応

- ・太政官 (1929) 『復古記』 第二冊 「土佐藩司令土上申書」
- ・堺市役所 (1930) 『堺市史』 第3巻本編第3
- ・(公財) 宇和島伊達文化保存会 (2015) 『伊達宗城公御日記 慶應三四月より明治元二月初旬』 宇和島伊達家叢書3
- ・白神典之 (2018) 「堺事件とは何か -150年の時を超えて-」 『フォーラム堺学 第24集』 (公財) 堺都市政策研究所

26頁 カ. 堺事件後の処理

- ・堺市役所 (1930) 『堺市史』 第3巻本編第3
- ・外務省調査部 『大日本外交文書』 167 「佛蘭西公使ヨリ外国事務総督伊達宗城宛」
- ・プティ・トゥアール (1993) 『フランス艦長の見た堺事件』
- ・白神典之 (2018) 「堺事件とは何か -150年の時を超えて-」 『フォーラム堺学 第24集』 (公財) 堺都市政策研究所

27頁 キ. 戦前の顕彰

- ・大阪府 (1929) 『大阪府史蹟名勝天然記念物』 第5冊
- ・堺市役所 (1930) 『堺市史』 第3巻本編第3
- ・堺市役所 (1930) 『堺市史』 第7巻別編
- ・土佐史談会 (1934) 『土佐史談』 48
- ・堺市役所 (1971) 『堺市史』 続編第2巻
- ・平澤毅 (2007) 「文化的資産としての近代庭園及び公園の保護」 『日本庭園学会誌』 18
- ・高木博志 (2016) 「“郷土愛”と城跡の近代 -藩祖と桜を中心に-」 『平成28年度遺跡整備・活用研究会 近世城跡の近現代 発表資料集』 奈良文化財研究所
- ・白神典之 (2018) 「堺事件とは何か -150年の時を超えて-」 『フォーラム堺学 第24集』 (公財) 堺都市政策研究所
- ・高知県立歴史民俗資料館 (2018) 『堺事件 -150年の時を経て-』

史跡 土佐十一烈士墓保存活用計画

令和2年3月31日

発行 堺市教育委員会

編集 堺市文化観光局文化部文化財課

堺市堺区南瓦町3番1号

TEL. 072-228-7198

堺市配架資料番号 1-L3-20-0047